

## むつ市議会第233回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成29年9月7日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）13番 鎌田 ちよ子 議員

（2）18番 斉藤 孝昭 議員

（3）10番 東 健而 議員

（4）20番 村中 徹也 議員

（5）5番 横垣 成年 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ち よ 子	15番	大 瀧 次 男
16番	半 田 義 秋	17番	富 岡 修 夫
18番	斉 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
20番	村 中 徹 也	21番	白 井 二 郎
22番	中 村 正 志	23番	野 呂 泰 喜
24番	濱 田 栄 子	25番	佐々木 肇
26番	浅 利 竹 二 郎		

欠席議員（1人）

14番	佐 賀 英 生
-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	花 山 俊 春
政 統 括 策 監 長	川 西 伸 二	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 委 員 長	畑 中 政 勝	農 委 員 長	立 花 順 一
企 画 部 長	村 田 尚	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	中 里 敬
保 健 福 祉 部 長	瀬 川 英 之	保 福 健 祉 推 進 健 部 康 り 監	徳 田 暁 子
経 済 部 長	三 上 達 規	建 設 部 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 所 畑 庁 舎 長	坂 井 隆





## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、鎌田ちよ子議員、斉藤孝昭議員、東健而議員、村中徹也議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

## ◎鎌田ちよ子議員

○議長（浅利竹二郎） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。13番鎌田ちよ子議員。

（13番 鎌田ちよ子議員登壇）

○13番（鎌田ちよ子） おはようございます。公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子でございます。

本日は、11月14日開催予定のこども議会の議員となる皆さんが議場にいらっしゃいます。私たちの使命は、次代を担う子供たちが健やかに育っていく地域をつくり、財政を健全化させ、しっかり

バトンを引き継ぐことです。

3日の県民駅伝大会でチームむつ市は、山本新監督のもと、40市町村、320人参加中、4年ぶり9回目となる総合優勝をなし遂げました。日々の苦しい練習の積み重ね、プレッシャーを乗り越えて、誇りを持ち、仲間を信じてひたむきに懸命に走る皆さんの勇姿、快挙を喜び、感動を共有しながら、明年10回目となる総合優勝を祈り、期待する一人でございます。

むつ市議会第233回定例会に当たり一般質問させていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、行財政改革、適正な資産管理と経費削減についてお伺いいたします。本年市長は、一般施政方針で、早期に歳入に見合った財政規模への転換、財政の健全化を最重点事項となる全ての事務事業について、既成概念や前例にとらわれることなく選択と集中による徹底した見直しをと示されました。さらに、むつ市議会第231回定例会、むつ市総合経営計画の基本構想では、「行財政基盤」として、厳しい財政状況に対応するため行政改革を積極的に推進しながら、財源の確保や効率的かつ計画的な財政運営に努める持続可能なまちづくりに大きくかじを切りました。

全国各自治体が時代の変化に対応した行政経営の中で、適正な資産管理として抜本的な市公用車の見直しに取り組んでいます。市公用車リース方式の導入についてお伺いいたします。

リースにすると、同一金額で平準化を図ることができます。また、車の管理について、公用車予約システムにより一括管理し、共同利用することで進行状況が把握でき、稼働率が上がり、適正な台数の保持が可能になります。故障などの突発的な維持管理における付随業務を効率化させることができ、維持費の持ち出しがなくて済みます。現

状の購入方式からリース方式に転換すべきと考え、ご見解を伺います。

質問の2は、東京2020「メダルプロジェクト」参加についてご質問いたします。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、小型廃家電から回収されるリサイクル貴金属を用いて東京2020大会時の入賞メダルを製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を企画し、本年4月から全国の自治体や企業などで回収をスタートさせています。

都市鉱山とは、都市でごみとして大量に廃棄される家電製品などの中に存在する有効な資源、レアメタルなどを鉱山に見立て、そこから資源を再生し、有効活用するリサイクルの一環であり、地上資源を活用することです。

都市鉱山という観点では、日本は世界有数の資源大国です。日本の都市鉱山に存在する金の総数は6,800トン、全世界の現有埋蔵量の約16%に当たります。銀6万トン22%など、日本の都市鉱山には多くの金属が存在しています。都市鉱山と呼ばれる不要になった携帯電話や小型電子機器などの再生金属は、さきのリオデジャネイロ大会でも使用されましたが、提供を国民に呼びかけるのは初めてとなります。オリンピック、パラリンピック合わせて金、銀、銅、メダルの総数5,000個を再生金属で製造する予定です。

日本全国で国民が参加してメダル製作を行うという画期的な視点、回収された都市鉱山からメダル製造に必要な全ての金属量を賄うという環境の視点、金の調達にリサイクル率100%の実現を目指すというテクノロジーの視点、オリンピック・パラリンピック史上初めての取り組みとなります。

東京2020の成功に向けて、より多くの国民に参加を促す一方で、リサイクルの意識啓発と資源の有効活用に資するすばらしい取り組みに共感しま

す。

小型廃家電から製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加について、使用済み小型廃家電のリサイクルの現状についてお伺いいたします。

質問の3は福祉行政、子育て世代に優しい市役所の環境整備についてご質問いたします。こどもの国むつ市を目指し、ゆりかごからの応援事業を展開されています。行事やイベント、災害時に安心しておむつ交換、授乳ができる移動式赤ちゃんの駅、また新生児がいる家への訪問や各種の子育て支援相談の移動などで活躍する子育て支援のシンボル車「こんにちは赤ちゃん号」は、民間からの応援をいただき整備されました。心強い限りで感謝いたします。

ところで、児童福祉相談など、乳幼児同伴で来庁される方がいらっしゃいます。特に乳幼児を連れ、手続きが長引いて、子供さんが泣き出したりぐずったりと、また複数の箇所での手続きやご相談など、時間を要する場合がございます。市役所には、授乳室やキッズコーナーがありません。現在大手のスーパーやショッピングセンター、銀行など、店舗内にキッズコーナー、授乳室などが設置され、子育て世代に配慮した整備がされてまいりました。男性の育児、イクメンの頑張りも頼もしい限りです。皆さんが乳幼児と一緒に安心して来庁できるようにしていただきたいと思います。

赤ちゃんの休憩室、ベビールームを愛称プリンセス・ムチュリンルームのような皆さんに好感の持てるネーミングにさせていただくなど、キッズコーナーもあわせて設置し、子育て世代の皆さんが安心して来庁できる環境整備についてご所見をお伺いいたします。

次に、高校受験におけるインフルエンザ対策についてでございます。高校の入試で文部科学省が追試の実施などを促す受験生の急病に配慮する旨

の通知が昨年10月にありました。この背景には、昨年2月、神奈川県の中学生在がインフルエンザで体調を崩したままの状態を受験した高校入試で十分に力を発揮できなかったことを苦に自殺し、母親も後を追って命を絶ったと見られる悲しい事件があったことです。

高校受験は、ある意味人生の方向を決める大切なもの、万全を期して臨まなくてはならないものですが、季節性のインフルエンザは例年11月、12月ごろから流行が始まり、受験の時期となる1月から3月にピークを迎えます。受験勉強で心身ともに疲れ緊張している環境で体調を守ることは、大変厳しいことです。通知は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長名で各都道府県教育委員会に宛てて発信され、追試の実施に加えて、新型インフルエンザ流行など不測の事態も想定し、中学校、高校間の連絡体制構築や問い合わせ窓口設置なども検討するよう求めています。高校受験においてのインフルエンザ罹患者など、不測の事態の対応についてお伺いいたします。

次に、第6期介護計画と介護従事者確保の現状についてご質問いたします。我が国は、過去に類を見ない勢いで急激に人口が減少し、高齢化率は増加の一途をたどっています。市民が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われること、医療、介護を含む十分な行政サービスが提供できなくなる懸念されます。人口減少、少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにすることが重要と考えます。

現在第6期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画が進められています。2000年に介護保険が始まって以来の大改革となる本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、地域包括ケアシステムを構築し、在宅サービスを充実する

体制には、介護人材について250万人が必要と推計されています。現在の149万人から毎年8万人以上の人材確保の必要性に直面しています。人手不足に係る対策は喫緊の課題であり、介護人材確保の認識についてお伺いいたします。

次に、介護職の魅力伝える福祉教育についてご質問いたします。子供たちのなりたい職業に選ばれる介護職、若い世代に伝えていかなければなりません。ある小学校の6年生が自分の将来働く姿を粘土細工で表現、男子はプロ野球選手、女子はパティシエ、ほかに塾や小学校の先生、パン屋さんなど、子供たちに身近なものでした。現在核家族が進み、祖父母とのかかわりなど、高齢者と接する機会が少なくなっている現状です。

本市においては、中学生の職場体験が実施されています。職場体験を通し、なりたい職業など体験と経験の機会は心の成長に大いに必要なカリキュラムであり、現況についてお伺いいたします。

以上、3項目について、簡潔明瞭、前向きなご答弁をご期待申し上げまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、行財政改革についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、東京2020「メダルプロジェクト」参加についてのご質問の1点目、小型廃家電から作製する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加についてお答えいたします。市では、本プロジェクトの趣旨に賛同し、本年4月から参加しております。6月からは、回収した小型家電の出荷を始めており、7月末時点で累計108キログラムを出荷しております。このプロジェクトは、資源に乏しい我が国において都市鉱山を活用しな

いのはもったいない、しっかりと有用金属を資源として回収し活用しようと、平成25年に施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、通称小型家電リサイクル法がベースとなっております。市では、この法律に基づき、平成28年度から小型家電の回収を行っております。

また、循環型社会の実現を図るため、むつ市総合経営計画の施策に平成33年度でのリサイクル率30%を目標値に掲げ、ごみの分別と減量化及び再資源化の推進を図ることとしており、この目標の達成に向けて、小型家電に限らず、市民の皆様のご協力をいただき、衣類、紙類、瓶、缶類など多くの資源の回収に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、使用済み小型家電のリサイクルの現状につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、福祉行政についてのご質問の1点目、子育てに優しい市役所の環境整備についてお答えいたします。市役所には、保育園入所や医療費給付に関する申請等のほか、各種相談のため、乳幼児を連れた方々も多く来庁されております。各種申請手続や相談をお受けする際には、その内容によって対応に時間を要し、同伴の乳幼児が泣き出したりぐずることもあり、おむつ交換や着がえなどが必要な場合、本庁舎では2カ所ある多目的トイレ内のおむつ交換台を利用させていただくようご案内しているところであります。しかしながら、落ちついて授乳や子供を休憩させることができるスペースがない現状にあります。

子育て環境の整備につきましては、むつ市総合経営計画にも位置づけられているところであり、市といたしましては、子育て世代を応援するため、まずは授乳が必要なお子様連れのお母様方が安心して申請手続や相談ができる環境の整備として、プライバシーが保たれ、授乳が可能なスペースに

ついて、この質疑の後、ただちに準備を開始し、体制を整えたうえで、本日12時30分より供用を開始させていただきます。議員の皆様も、ぜひご視察、お立ち寄りいただきたいと思います。

次に、ご質問の2点目、高校受験のインフルエンザ対策については、教育委員会からの答弁となります。

次に、ご質問の3点目の第6期介護計画と介護従事者確保の現状につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、ご質問の4点目の介護職の魅力を伝える福祉教育につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員の福祉行政のご質問の2点目、高校受験のインフルエンザ対策についてお答えいたします。

県立高校入試におけるインフルエンザ罹患者への対応については、県教育委員会にお伺いしたところ、従来から受験生が在籍している中学校の校長が受験校の校長に対して電話で第1報を入れ、受験当日に別室で受験を希望するか、または体調不良、高熱等のためやむを得ず欠席するかを伝えることとしております。なお、欠席の場合には、後日当該中学校の校長から、欠席なのか、受験辞退なのかを文書で当該高等学校の校長へ提出することとなっております。

欠席したことで、すぐ不合格になることはなく、青森県立高等学校入学者選抜要項には、「病気、交通事故、その他やむを得ない事由によって、学力検査等の全部又は一部を受けることができなかった者については、県立高等学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う」と明記されております。

次に、ご質問の4点目、介護職の魅力を伝える

福祉教育についてお答えします。市内各中学校においては、キャリア教育の一環として職場体験学習を行っております。学校によっては、中学1年生から取り組んでいる学校もありますが、主に2年生が将来の希望する職業について自らが選択し、各事業所を2日間訪問し、体験学習を行っております。本年度におきましては、市内9校中7校で介護職に携わる職場体験を行うと伺っております。

体験を終えた後は、体験学習で感じたことや仕事の魅力などを個人新聞にまとめ、文化祭で展示し、情報共有を図っている学校があります。また、学校によっては、文化祭のステージ、参観日、小中一貫教育として小学生との交流会で体験発表を行っております。

むつ市総合経営計画で「夢を育む教育」を掲げ、キャリア教育の充実に向け取り組んでいることから、今後もさらに職場体験を通して、介護職を初め、さまざまな職業に関する理解を深め、望ましい勤労観、職業観の育成を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 鎌田議員の行財政改革についてのご質問、適正な資産管理と経費削減についてお答えいたします。

まず、現在市で保有している公用自動車は、業務委託先、または指定管理者に貸し付けしている車両及び特殊用途車両を除き本庁舎70台、各分庁舎41台、合わせて111台となっております。そのうち本庁舎におきましては、共用車両10台を公用車予約システムで管理し、庁内全課で使用することにより台数の抑制を図ってきたところであり、公用車の更新につきましても、購入時からの経過年数、走行距離、使用頻度及び劣化程度等を総合的に勘案し、できる限り長く使用するよう努めてきたところであります。

議員ご提案のリース方式についてであります。市では車両にかかる経費の縮減を図るため、車両購入費、各種点検料、車検料、修繕料及び手数料等、全ての費用を含めたメンテナンスリース方式の導入を昨年9月に民間業者から提案を受け、検討した経緯があります。このメンテナンスリース方式は、現在保有の全車を一括リースバックという方法でリース会社に買い取ってもらい、1台ごとのリース期間を決定し、メンテナンスパックとして契約するものであります。現在の車両管理経費とメンテナンスリース方式の経費比較をいたしましたところ、メンテナンスリース方式のほうが割高になる結果となりましたことから、今はこれまでの管理体制と同様の状況で管理しているところでございます。

しかしながら、公用自動車の管理に関しましては、さまざまな視点から費用対効果を調査研究し、今後とも適正な管理に努め、財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 東京2020「メダルプロジェクト」参加についてのご質問の2点目、使用済み小型家電のリサイクルの現状についてお答えします。

市では、市役所本庁舎及び各分庁舎並びに中央公民館、図書館の計6カ所に回収ボックスを設置しているほか、むつ来さまい館で毎月行われているフリーマーケットにブースを設けてイベント回収を行っております。また、このほかにも下北地域広域行政事務組合においては、むつ下北地域5市町村から廃棄物処理施設であるアックス・グリーンへ搬入された燃えないごみの中から、回収対象となる小型家電をピックアップして回収しております。

これらにより回収した小型家電は、平成28年度

実績で、下北地域全体で年間約55トン、月平均では約4.6トンとなっております。本年度は、8月末時点で約36トン、月平均約7.2トンを回収しており、前年同期比の3割増しとなっております。今後におきましても、広報活動等に力を入れ、リサイクル率の向上に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 福祉行政についてのご質問の3点目、第6期介護計画と介護従事者確保の現状についてお答えをいたします。

介護サービス事業者の介護人材不足については、平成28年度の公益財団法人介護労働安定センターの介護労働実態調査により、全国的に介護サービスに従事する従業員の不足感が62.6%あるという調査結果が出ております。当市におきましても、市内の介護サービス事業者からの情報やハローワークの求人情報等から介護人材不足、また介護人材確保が困難であるという現状は認識をしているところであります。

介護人材を確保していくためには、厚生労働省社会保障制度改革国民会議によりハローワークや福祉人材センターなどを通じて新たな入職者の確保や介護分野への定着など、国、県、市、事業者がそれぞれ役割分担をして取り組んでいくことが重要とされているところであります。

その中で、市の役割といたしましては、ひとり暮らし高齢者などが増加する中、生活支援の担い手を育成確保するとともに、研修を実施することなどを中心に取り組むことが重要と示されております。この取り組みは、むつ市総合経営計画の主要計画であります「地域包括ケアシステムの構築」に向けた「介護予防・生活支援サービスの充実」に基づくもので、今年度から開始となった新総合事業の中で住民等の多様な主体が生活支援の担い手となることにより、ホームヘルパー等専門職が

重点的に配置されるよう地域で支え合いの体制づくりを進めているところであります。

第6期介護保険事業計画では、第5期からの継承となる地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めているところでありますが、この8月に第7期介護保険事業計画の策定を円滑に行うため、介護保険事業計画等策定委員会を設置し、検討を始めたところであります。

地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、介護人材確保が極めて重要な課題と捉えておりますことから、保健、医療、福祉関係及び各地区の老人クラブ等各種団体から推薦された委員で組織する策定委員会において検討していただき、第7期介護保険事業計画に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 13番。

○13番（鎌田ちよ子） 丁寧なご答弁、ありがとうございます。また、赤ちゃんルームに関しては、大変ご配慮ありがとうございます。再質問と要望を申し上げますので、よろしく願いいたします。

質問の1、市公用車リース方式導入についてでございます。このたびの質問に当たり、いただいた資料の中で、特に多くの古い車、20年を優に経過している普通車、軽自動車を所有している分庁舎で調査をさせていただきました。現状大変厳しく、私自身、事故が起きないように思っているところでございます。整備等に力を入れていただいて、皆さんには努力のほうをしていただくことが重要ななと思った次第でございます。

さらに、先ほど部長からもご答弁ありましたが、2015年8月、本庁舎の公用車全車両にオリックステレマティクスサービスを導入した経緯について、弘前市担当課職員に聞き取りを行いました。2014年計画、弘前市公用車利活用推進事業、公募型のプロポーザルとして事業化しています。本庁

の全車両の共有化により稼働状況の可視化と利用効率の最大化を目的として、運行管理の省力化、効率的運転の実現、安全運転の実現、これまで把握できなかった運転時のリスク分析により、事故の未然防止や効果的な車両運行管理を目指しています。

また、オリックステレマティクスサービスでは、通信とGPS機能を備えた車載器を搭載し、最適な車両使用と労働管理、企業のリスクマネジメントを支援しております。公用車の共有化、また共用化、稼働率調査など、一元化による運用効率化で、スタート時の2014年、61台から現在45台に削減し、特に担当課職員のお話では、故障や事故など維持管理に関しての一切の労務から解放されたことが一番大きいと話をしていました。

当市におきましても、部長からご答弁いただいたとおり、諸問題がありますが、いろいろ全国で展開しておりますので、先進地の事例を研究し、むつ市で導入できるところを見きわめていただき、前向きに取り組んでいただきたいことを要望いたします。

次に、メダルプロジェクト参加についてでございます。小型廃家電の回収は、2013年4月に施行された小型家電リサイクル法に基づき実施され、2016年4月時点で全国の70%に当たる1,219市町村が導入しています。私は、平成21年6月、むつ市議会第200回定例会では携帯電話のリサイクル事業について、また平成25年9月の第217回定例会で小型家電のリサイクルについてご質問させていただき、回収ボックスの設置に至り、先ほどご報告いただいたとおり、事業を進めていただいております。

東京2020組織委員会は、史上初の取り組みに向けて全国で国民参加型の運動へと盛り上げていきたい、多くの人に協力してもらい必ず実現させたいと、このように意気込んでいます。周知方法と

して、広報やエフエムアジュール、ホームページ、いろいろなことがございますが、ポスター掲示など広く周知する方法も考えていただき、教育委員会、また福祉関係者も巻き込み、学校、幼稚園、保育園、子供から大人まで参加型のメダルプロジェクトにしていただきたいと願っています。周知方について、再度お尋ねします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この東京2020メダルプロジェクトについては、自分が使っていたものがメダルになるという非常に夢の広がる事業だというふうに思っております。市では、市が設置しました小型家電回収ボックスへの広報用ポスターの掲示、これをさせていただいておりますし、またエフエムアジュールでの広報等も、もう既に実施しております。実は、9月4日からホームページを作成いたしまして、この掲載もさせていただいておりますし、そういった意味では市民の皆様への周知を今図っているという状況ですので、これから少しずつこの取り組みが広がっていくことに期待をしております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 13番。

○13番（鎌田ちよ子） ありがとうございます。

2020年には、長野オリンピックから22年ぶりに東京オリンピックが開催されます。このプロジェクトは、自分が使っていた携帯電話やゲーム機などの中にも含まれる金、銀、銅がオリンピックのメダルに生まれ変わる。例えば体操の内村航平選手の金メダルの一部になるかもしれない、子供たちの夢と希望がつながる、自分もオリンピック・パラリンピックに参加しているとの共感を持てる取り組みであり、環境教育として期待されます。市民参加型のイベントとして盛り上げていただくよう要望いたします。

次に、子育て世代に配慮した市役所については、

先ほど市長から心のこもったご答弁をいただきまして、ありがとうございます。私もここ2回ほど、直接ご相談に関係する立場にありましたので、本当にこの件はうれしく思います。ありがとうございます。

いろいろなことで市民の身近に起きたこと、また市民に寄り添って、その声をこの議場でお届けしたいとこれからも頑張りますので、よろしくお願いたします。

次に、中学生のインフルエンザの予防接種拡大について、先ほど教育長からも学校現場の、また高校と中学校の連絡体制について事細かにご答弁をいただきました。ありがとうございます。インフルエンザの予防対策については、今後も患者がふえると予想されております。人生の大切な進路を決める高校受験です。安心して受験できる体制整備には、予防接種が最も有効であります。しかしながら、インフルエンザ予防接種の自己負担額は、各医療機関により多少異なりますが、昨年は前年度より約500円から1,000円値上がりしていました。これは、私も毎年予防接種しておりましたので、よくわかっているところでございます。また、私も初めてことしインフルエンザになりまして、3月定例会一般質問できなかったことを悔いているところでございます。

13歳未満のお子様については、基本的にワクチンの2回接種が必要となります。低所得者の家庭や子供さんが多い家庭において、予防接種の接種率低下が懸念されます。高齢者だけではなく、子供さんもインフルエンザにかかり肺炎を起こすことがあります。まれにインフルエンザ脳炎、脳症などを発症することもあり、予防接種を受けることでインフルエンザに罹患しにくくなり、万一患ったとしても重症にならずに済むことがあります。子育て世代にとっては経済的な負担だけでなく、子供さんがインフルエンザを患った場合は仕

事を休み、面倒を見なければなりません。また、10代の子供さんがインフルエンザにより異常行動を起こす症例が報道されるたびに、親御さん、また子供さんを抱える皆さんは危機感を感じているのではないのでしょうか。

本市では、小学校までインフルエンザ予防接種を行っています。さらに、高校受験を控えた中学生まで拡大できないのでしょうか。インフルエンザの予防接種助成事業の拡大により、感染はもとより、財政的にも医療費の削減になると考え、中学生に対する予防接種についてお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（徳田暁子） 鎌田議員のインフルエンザ予防接種助成を中学生までに拡大できないかについてお答えいたします。

インフルエンザワクチン接種費用の助成については、予防接種法に基づく高齢者と、小児については予防接種法に基づかない任意接種の扱いになっている中、生後6カ月から小学6年生までを対象に実施しているところであります。これは、ワクチン接種の回数が13歳未満では2回接種となっていることから、保護者の費用負担がより大きい小学6年生までを助成対象として設定しているところです。

助成対象を中学生まで拡大できないかのご質問ですが、近年予防接種法に基づき市町村に義務づけられた乳幼児の予防接種の種類がふえており、そちらを優先して実施しなければならないことから、任意接種については現状より助成対象を拡大するのは困難であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 13番。

○13番（鎌田ちよ子） 財政的なこともよくわかっているのですが、思いは一緒なのですが、もし財政が許してきたときには、中学生まで拡大していただ

きたいことを要望しておきます。

次に、介護従事者確保の件でございますが、本県の介護事業所で働く職員の離職率は、2016年度10月調査時点で16.0%、前年度より1.7ポイント悪化したと報道がありました。離職者の内訳は、就業1年未満で35.6%と最も多く、1年以上3年未満が30.8%、3年以上が33.6%でした。離職率上昇の理由について、サービス型高齢者住宅、また有料老人ホームなどが積極的に整備されて、介護経験者がそのような施設に中間管理職として流れているのではないかと。また、人口減少により他産業でも人材不足が顕在化してきているため、負担が少ない、賃金が高い産業へと流れると分析されておりました。本市の現状についてお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 鎌田議員の再質問にお答えいたします。

私どもといたしましては、現在はっきりとした人数のほうは把握をしておりますが、市内介護保健施設のほうでは、離職をして、別の施設に移られる介護職の方がいるというふうな話は伺っております。また、採用になっても早い段階で離職されるという方もいると伺っているといった現状であります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 13番。

○13番（鎌田ちよ子） 離職者に対する対策は、今後いろいろな機関と協力しながら、むつ市の介護人材の確保に努力していただきたいことを希望します。

次に、ダブルケア対策と支援についてでございます。ダブルケアと呼ばれる乳幼児期の子育てと親の介護、看護を同時に抱える状況に直面する人がふえてきていますし、これからもこれはふえていくのではないかと私は思っています。背景には、

晩婚化による出産年齢の上昇に加え、育児や介護を手伝ってくれる兄弟、姉妹、親戚の減少という家族関係の変化が複雑に絡み合っています。共稼ぎ世帯で、その負担は女性に集中してきます。高齢化とともにダブルケアになる要因の一つが晩婚、晩産化で、厚生労働省によると、平均初婚年齢は男女ともに上昇、それに伴い子供を出産する母親の年齢は30歳以上が63.4%、35歳以上で27.6%に上り、割合が増加傾向との報告があります。

子育ての次に介護という従来のライフサイクルが崩れ、育児と介護、看護の時期が重なりやすくなっています。これから第6期から第7期へと介護事業が進んでまいります。このダブルケアと対策についても、例えば子供の保育園入所とか、いろいろな場面で今後は配慮が必要な課題になっていくのかと思っております。このようなことも念頭に入れていただきながら、次の策定とつなげていただきたいことを要望いたします。

また、教育委員会からもご答弁いただきました福祉教育についてでございますが、職場体験ということで、中学校の1年、2年の中でカリキュラムに入れていただいて、これを魅力ある介護の現場ということで、福祉教育につなげていただいている現場の声をいただきました。これからも創意工夫、また新しい発想のもとで介護の魅力を子供たちに持っていただけるような教育委員会からの発信をしていただき、取り組みのほうをよろしくお願いします。

質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（浅利竹二郎） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎齊藤孝昭議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。18番齊藤孝昭議員。

（18番 齊藤孝昭議員登壇）

○18番（齊藤孝昭） 一般質問をさせていただきます。

質問の1は、公平公正な課税事務について、住民登録外課税の現状と課題をお聞きいたします。個人の市県民税は、原則としてその年の1月1日現在に住民登録のされている市町村で課税されます。また、住民登録外課税といって、住民登録がなくても実際に住んでいる場合は居住地の市町村で課税できることとなり、同じく住民登録がなくても事務所、事業所または家屋敷等を有している方には均等割のみを課税してもよいことになっています。法的には、居住地が変更になった場合は該当する自治体へ住民票を移すことが原則とされています。しかし、現状は何らかの理由により、それを行わないこともあるようです。市の財政が厳しい状況が続く現在にあって、税収の確保は非常に重要な施策の一つであり、住民登録外課税という仕組みをしっかりと活用することも必要ではないかと思えます。

主な生活地がむつ市にあるということは、それなりの行政サービスを受けています。しかし、住民登録をむつ市にしないことにより、その税収は住民登録のある他の自治体へ支払われることとなります。課税当局が納税者の生活実態などどこまで干渉できるかという問題はあつものの、この矛盾した状況を解決するため、地方税法第294条

第3項の規定により住民登録外課税が認められています。

事情により住民登録をむつ市にできなくても、本人が希望し、条件が整えば納税できる第2ふるさと納税と私は考えています。よって、この税の仕組みや手続方法及び法的根拠を住民の皆様へ説明する機会があつてもよいかと思えます。

公平公正な課税事務を進める観点からも、住民登録外課税の現状と課題、今後の考え方についてお知らせ願います。

教育行政について、5点お聞きいたします。

1点目は、教師は背負い切れないほどの課題に押し潰されるようになって、なぜ頑張り続けるのか。大ざっぱに言えば、長時間労働の原因は、第1に、学校を取り巻く社会的背景の激変によって、学校に寄せられる期待と業務が過去と比べものにならないほどふえ続けていること、第2は、教育界の伝統とされる献身的教師像を引き継いで、ぎりぎりまで責任を果たそうとする教師の誠実な勤務態度にあると教育評論家の石井昌浩氏が言っています。

昨年6月、文部科学省が設置した「学校現場における業務の適正化に向けて」の報告では、教員は多忙をきわめている状況であり、十分な教材研究、授業改善等を行い、子供たちとしっかり向き合う時間が確保できていない状況にあるとし、教師が本来の職務である教材研究や授業改善を行えず、子供と向き合う時間が確保できていないことを国が公式に認めています。

法律では、教育職員については原則として時間外勤務は命じないものとする定めていますが、実際には必要に迫られ時間外は常態化しています。もともと勤務時間を適切に管理するという意識が教育委員会にも教育現場にも欠けていたのが実情と思われまふ。日常の多忙さに埋没して授業を充実させる時間がない状況になれてしまい、結

果として教育の本質を見失ってしまうことがないか、気がかりであります。

また、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会の特別部会は、長時間労働が深刻な教員の働き方改革について具体策を盛り込んだ緊急提言を国や教育委員会などに対し、実施を求める方針のようです。学校現場でおろそかになっている勤務時間の管理徹底について、教師の長時間労働を解消するために何ができるのか、長時間労働をもたらしている原因を一つ一つ検証することを教育委員会がなぜ主導しないのか、現場は具体的な改善に取り組んでいるのか、教師の長時間労働を解消するためどのような取り組みを実施しているのか答弁を求めます。

2つ目は、小学校の運動部活動のあり方についてであります。小学校のスポーツ活動は、少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、また指導者不足などの課題が指摘され、当市は児童にとって適切なスポーツ環境を確保するため、小学校の運動部活動を社会体育へ移行するという方針を出しています。

そもそも小学校の学習指導要領では、部活動はありませんので、任意の放課後活動と解釈し、長年続けられてきたものと思いますが、あるものがなくなることによる感情及び行動のリスクはどのように解決されるのでしょうか。まずは、なくなった後の受け皿がどのようになるのか、スポーツ少年団やスポーツクラブが練習場所の確保のため、学校との連携がうまくいくのか、指導者の確保をどうするのか等、保護者の方々への丁寧な説明が必要と感じます。また、部活動がなくなることにより児童の放課後活動はなかよし会等へ移行することも考慮すべきです。学童保育の充実を図らなければ、行き場がない児童がふえる可能性も考えられます。

社会体育移行への進め方はどのようになっています

るのか、地域の実態に応じた活動環境や体制づくりは進んでいるのか、小学校の運動部活動のあり方について、教育委員会の見解を求めます。

教育委員会への3つ目の質問は、中学校の運動部活動で部活動指導員を積極的に導入する考えはないかであります。学校教育法施行規則の一部が改正され、これまで認められていなかった外部の人材が部活動の顧問となり、単独で部活動を指導、引率できる部活動指導員が制度化されましたが、背景には教職員の負担軽減及び長時間労働の解消があると思います。

学習指導要領では、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる学校教育の一環とされている。一方で、運動部活動顧問は教員多忙化の大きな要因であり、さらに指導法がわからないのに運動部顧問になるケースもあり、心身ともに負担になっていると解釈されています。既にこの制度を導入し、効果を出している自治体及び教育委員会が多くありますが、スポーツ庁では運動部活動のあり方を審議する検討会議を設置し、今年度中に部活動指導員の役割や教員の負担軽減などについてガイドラインをまとめるようです。部活動指導員を積極的に導入する考えについて、所見をお伺いいたします。

4点目は、小学校の教育内容の増加にどのように対応するのかについてであります。今後道徳の教科化や外国語学習の導入、アクティブ・ラーニングやプログラミング教育など教育内容がふえ、教員に求められる能力は従来どおりにいかないのではと感じています。

世の中は、少子高齢化による人口減少により人手不足となっていますが、一方で技術の進歩も目覚ましく、今の小学生の6割は、将来、現在存在していない仕事につくと言われていています。また、今ある仕事の約半数はAIと言われる人工知能が主流となる可能性があります。そのようなことを

踏まえ、特に英語教育の充実やプログラミング教育については重要度が高いものと思います。よって、これまでの教育内容や指導方法を続けていけばよいわけではなく、ますます教員の質的向上が最優先課題となるはずですが、そのためには、研修の充実が急務であります、すぐに全ての体制を整えることも現実として難しいものと思います。

そこで、教員の増配置や外部人材の活用など、柔軟な運用や対応が必要と考えますので、来年度からの教育内容増加等についてどのように対応するのかお聞きいたします。

最後は、キッズウイークを導入することによる影響と基本的な考え方についてであります。政府は、小・中学校、高校の夏休みなど、長期休暇の一部を地域ごとに別の時期に分散するキッズウイークを創設し、来年度から導入する方針を示しています。政府案では、都道府県や市区町村ごとに休みを決めてもらう方向のようです。例えば夏休み中の最後の平日5日間を他の時期に移すと、土日を合わせて新たに9連休ができることとなります。休み方改革の一環として、親に有給休暇を促し、一時期に集中しがちな国内旅行を分散するのが狙いのようですが、学校行事や授業のスケジュールを含む教育環境に影響はないのか、キッズウイークを導入することによる影響と基本的な考え方についてご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問となりますが、昨日同僚議員が質問した内容と重複する点がありますので、答弁については簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、公平公正な課税事務についてお答えいたします。住登外課税の現状と課

題についてですが、地方税法では個人の市町村民税は、その年の1月1日現在、住民基本台帳に登録されている市町村において課税することとされており、住民登録がないものの、実際に居住している市町村において、住民基本台帳に登録されている方とみなし、市町村民税を課税することができる」と規定されており、これがいわゆる住登外課税であります。これは、居住という事実に着目し、自治体から享受するさまざまな行政サービスに対して受益に応じた税負担をするべきとの応益性の原則に沿ったものであると理解しております。

こうした認識のもと、むつ市では平成29年度において課税件数30件、課税総額1,385万6,800円の住登外課税を行っております。課税に当たりましては、確定申告書や事務所から提出された給与支払報告書などの課税資料をもとに住民登録がない方について調査を行い、居住の事実が確認されたものについて住登外課税を行っているところであります。

一方で、市に提出された課税資料によること以外では、こうした実態を把握することは難しい状況にあります。これは、当市に限らず全国の自治体共通の課題であるとも言えます。本来は、住民基本台帳法において、転出、転入の届け出が義務づけられておりますことから、これに基づく法令の遵守がなされることで、住民登録外の方に対する課税に関連した課題は解消されるものと認識しております。

さきのむつ市議会第232回定例会における山本留義議員の一般質問でお答えいたしましたように、むつ市の企業に働く方々がむつ市に住所を置いていただくことは、住民行政サービスについての受益と負担の関係という観点からも必要なことでありますし、このことは法の趣旨になじむものであります。

1月1日現在の住所地における市県民税の賦課が原則である以上、住所地の異動に伴います届け出は極めて基本的なことであります。しかし、個々のさまざまなご事情により、住民票を異動できない方も実際にはおられるようであります。また、住民票を異動できなくとも、むつ市に納税したいと考える方も中にはおられると伺っております。このような心情をお持ちの方々に対しましてこそ、むつ市へのご貢献と受けとめ、住登外課税という形で対応させていただくことが最も適切な方法であると考えておりますし、こうした方々については、ぜひ市へお申し出ていただきたいと考えております。また、その際には適切な対応をさせていただきたいと思っております。

今後は、住登外課税の趣旨に沿うよう、制度内容の周知や手続方法などについて検討するとともに、適正な課税事務の執行に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 齊藤議員の教育行政についてのご質問の1点目、教師の長時間労働を解消するためどのような取り組みを実施しているのかについては、石田議員の答弁と重複いたしますが、教職員の長時間労働解消については、これまでもさまざまな取り組みを行ってきたところですが、教職員へ求められる業務が増加するとともに、質の困難化が見られるなど、なかなかその解消までは至っていない状況にあります。

このような中、平成27年12月に県教育委員会が設置する多忙化解消検討委員会がまとめた教職員の多忙化解消に係る報告書が通知されました。この中で、教育委員会が取り組んでほしいこととして、教職員の意識の啓発及び多忙化解消の方策に

取り組むことが求められました。この報告書に基づき、まずは教職員の働き方に対する意識の改革を図ることが必要であるとの認識から、昨年12月に教職員の時間外労働等の縮減に関する指針を策定し、各学校において取り組んでいただいているところです。

この指針では、時間外労働時間の目安を示すとともに、定時退校日やノー部活デーの設定や、管理職による退校の声がけの徹底などを明示しております。各学校からは、おおむね良好な意見が寄せられておりますが、一方で「声がけはしているが、なかなか早く帰るのは難しい」といった意見もあります。

次に、具体的な多忙化解消の方策についてありますが、まずは人的支援として、市費により小中一貫教育非常勤講師を今年度は2名増員し、11名採用し、市内全ての中学校校区に配置して、教員の負担を補っております。

また、さまざまな支援を必要とする児童がしっかりと教育活動に向かうことができるようスクールサポーターを30名配置し、教員の負担軽減を図っております。

このほか事務的負担軽減に向けて、全教職員に教務用パソコンを配布し、また職員室内でのデータ共有のため共有LANディスクを設置するなど、事務の効率化に資する環境整備を図っております。

教職員の働き方に関しましては、中央教育審議会の特別部会が教員の長時間労働解消に向けた対策に係る緊急提言をまとめました。教育委員会といたしましては、今後の国や県の動向を注視しながら、教職員の勤務実態の把握に努めるとともに、引き続き多忙化解消に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、小学校の運動部活動のあり方について所見を伺うについてお答えいたし

ます。現在本市の小学生の部活動は、学習指導要領に明記されていない教育課程外の活動として、各学校の校長の裁量により外部指導者の支援も受けながら、その学校の教員が指導する形で放課後や休日に実施されております。しかし、新しく採用される教員が少なく、教員の平均年齢が高くなっているため、体力的、技術的にも部活動を指導できる教員数が減っております。加えて児童数の減少によって、その学校だけで活動できる種類が限られるようになり、本当に子供たちがやりたい部活動ができない状況も見られるようになってきております。

教育委員会といたしましては、学力向上やいじめ問題を含むさまざまな教育課題に対応していくためにも、教員が教育課程内の業務に一層従事できるよう、教育課程外の部活動は地域の実情を踏まえ、体制づくりを進めながら、各学校と連携することが望ましいと考えております。

しかしながら、地域の状況や児童数等、各学校の環境はさまざまであり、子供たちに不利益が及ばない持続可能な組織体制にしていくためには、指導者の確保を初め、保護者や地域の皆様のご理解とご協力が不可欠であり、その課題の解決が整わない段階での部活動の廃止は望ましくないと考えております。

また、議員ご指摘のように、さまざまな事情からスポーツ少年団に加入できない子供の受け皿はどうするのか、保護者の経済的負担が増すのではないか、指導者をどのようにして確保するのか等の課題も考えられます。この点について、むつ市教育大綱にあるとおり、教育委員会では今後関係課とともに校長会や関係団体等と連携しながら体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、中学校の運動部活動で部活動指導員を積極的に導入する考えはないかにつきましては、大瀧議員への答弁と重複いたしま

すが、平成29年3月、学校教育法施行規則改正の通知が出され、中学校、高等学校において部活動の指導、大会への引率などを行うことを職務とする部活動指導員制度ができました。この制度が生まれた背景として、約半数の部活動において、その競技経験がない教員が顧問をしていることや、中学校、高等学校教員の長時間勤務の大きな要因として部活動の指導が上げられていることなどがあります。

これまでの外部指導者は、顧問の教員と一緒に部活動指導や大会引率しておりましたが、部活動指導員は校長の監督を受け、単独で部活動指導や大会引率が可能になりました。そのため、スポーツ庁の通知によると、設置者である教育委員会が部活動指導員の任用、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償等に関する規則を整備することとなっております。

また、学校と連携して事前及び定期的な研修を行い、部活動が学校教育の一環として行われていること、生徒の人格を傷つける言動や体罰は禁止であることなどについて十分に理解したうえで指導に当たることが重要であるとも示されております。

仮にこの制度を取り入れることとなっても、部活動の指導を全て部活動指導員に一任するのではなく、顧問の教員と連携しながら進めていくこととなります。そのため、これまでどおり勝利至上主義に走ることなく、責任感や連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を目的とした部活動運営に努めることが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、部活動における専門的な指導の充実や教員の多忙化解消の一つの対策として、この制度について、来年3月にスポーツ庁から出される予定のガイドラインを参考に運用することとしております。

また、この制度につきましては、むつ市教育大綱で示されているように、学校等と連携し、現在各校で運動部活動の技術指導をしていただいている外部指導者を含め、専門的指導者などを活用する形で検討してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、教育内容の増加等にどのように対応するのかについてお答えいたします。本年3月に告示された新学習指導要領において、小学校における外国語科の導入やプログラミング教育の取り組み、道徳の教科化、アクティブ・ラーニング、つまり主体的、対話的で深い学びの視点に基づいた授業改善等が示されました。

まず、小学校外国語科の導入につきましては、移行措置期間の平成30年度から平成31年度において、3、4学年では聞く、話すといった外国語活動を年間15時間、5、6学年ではこれまで実施してきた外国語活動の内容に読む、書くといった外国語科の内容の一部15時間分を加えた年間50時間を学習することとなっております。そして、平成32年度からは、3、4学年で年間35時間の外国語活動、5、6学年では年間70時間の外国語科の学習をすることになります。

現在小学校において学級担任等とともに指導に当たっている外国語指導助手が2名おり、学級数等を勘案し、各校に訪問させているところでありますが、外国語学習に関する時数の増加と授業の一層の充実に対応するため、2名の国際交流推進員も小学校の外国語学習で指導に当たることができるよう取り組みを進めているところであります。

次に、プログラミング学習につきましては、自分が意図することを実現するために必要な事柄を論理的に考えていく力を育成するために、これまで実施されてきた教科等の中で、電気製品はプログラミングの考え方が活用されて動作していることなど、身近な生活とプログラミングの関係に気

づいたり、パソコンを活用して作品や音楽をつくらったりする学習を実践することが示されております。

文部科学省の小学校段階におけるプログラミング教育のあり方についてによると、必要な条件整備としてICT環境の整備が上げられており、現在教員の校務用パソコンの更新を順次進めているところであります。

また、道徳の教科化につきましては、新たに教科書を用い、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、励ます評価をすることとなりますが、授業時数はこれまでと変わらず、年間35時間となっております。道徳の教科化等について、市内各小・中学校の取り組みが円滑に進められるよう、文部科学省より示されている通知等の必要な情報を迅速に学校に提供してまいります。

アクティブ・ラーニング、つまり主体的、対話的で深い学びの視点に基づいた授業改善につきましては、これまでとは異なる指導方法を導入すると捉えるのではなく、児童・生徒に求められる資質、能力を育むために、児童・生徒や学校の実態、指導の内容に応じて行うことが重要であるとされており、むつ市教育研修センターで開催している教職員等を対象とした講座では、そうした授業改善に生かすための講義、演習も行っております。

なお、議員ご指摘の教員の増員につきましては、県教育委員会への要望を今後も続けてまいりたいと考えております。

また、地域人材への活用などの柔軟な対応につきましては、他自治体の動向も注視しながら、研究を進めてまいります。

教育委員会といたしましては、児童・生徒一人一人の学びを大切にしたいきめ細かな指導がなされるように指導助言するとともに、各校に対する支援を強化してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5点目、キッズウイークを導入することによる影響と基本的な考え方について所見を伺うについてお答えします。キッズウイークを導入することにより、教育環境に影響があるのではないかとのご質問ですが、現時点では文部科学省等から公式な通知はなく、具体的な対応は不透明な部分が多いのですが、仮に来年度から実施することになりますと、各学校が次年度の授業計画策定に取りかかる12月までには具体的な制度の公表が望まれます。

また、キッズウイークは地域ごとに時期をずらして設定することとなっているため、時期によっては学校行事に影響が出る場合も考えられますし、小学校、中学校では設定しやすい時期も異なってくるものと考えられます。これらのことにも配慮をした形での制度設計が求められます。

さらには、長期休業中は教職員の資質向上のために各種研修会が開催されておりますので、そちらの日程等との調整も必要になるものと考えております。

いずれにいたしましても、キッズウイークの創設の趣旨は、大人と子供が向き合う時間を確保することであり、学校だけが休業日を変えても、それだけでは意味がなく、大人も一緒に休めるような環境が求められております。

このようなことから、導入に当たっては、各学校の意見や地域の実情などを十分把握しながら、慎重に検討していかねばならないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） まず、住登外課税について何点か質疑をさせていただきます。

まずは、この制度に気がついたのは、壇上で市長も答えていましたが、前の定例会の山本議員の質問を聞いていて、なるほどというふうなことで気がつきまして、こういう話をさせていただきます

した。ただ、そもそもこういう制度があるというのは、ほとんど知る人がいなくて、やはり制度があるということを住民の皆さんにもお知らせすべきだというふうに私は思います。

どういう形でお知らせすればいいのかというふうなこともさまざま方法はあるかも知れませんが、まずは住民登録外課税という制度があると壇上で言いましたが、ここに住んでいるというふうな印を何かの形であらわすというふうなことを考えると、やっぱり納税してもらうというふうなこの方法がいいのかなというふうに思っています。住民税だけですから、その他の税にはほとんど影響がありませんので、そういう細かいところも含めた住民に対する説明、または広報が必要と思いますが、そういうところはどのようなふうに見えるでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この住登外課税ということで考えていきますと、この対象者は恐らく転勤をしてこちらで働いている人というのがまず多いようなイメージであります。市全体への広報というものも、これも当然必要で、これから考えていかなければいけないと思いますが、先ほど答弁の中であったとおり、課税資料を提出していただいているようなそうした会社、特に大きい会社、あるいは転勤が多いと思われるような会社に対しては、しっかりこれから説明していく必要があると思いますし、そういった中でご協力してくれる方々が多くなることに私としては期待をしております。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） ということは、この住登外課税は財政にとって有効だというふうな考えているということでよろしいのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） はい、そのように考えてお

ります。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齐藤孝昭） 教育委員会に再質問させていただきます。

まずは、教師の皆さんの長時間労働の対策ということで、昨日もいろんなやりとりをされていますので、そんなに踏み込んだ話はする必要がないとは思いましたが、よくよく考えると、やっぱり長時間労働になっているという原因が何なのかということ、なぜか部活動の顧問になることが負担になっているというふうなやりとりにやっているように私はきのう感じました。

そこで、法的にというふうなことをお聞きしますが、まずは学校現場の勤務時間管理、労働法制上は学校長とか教育委員会に求められる責務というふうになってはいますが、そのところはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 教員に対しては、時間外労働は原則4項目を除いて認められていないということでありまして。4項目と申しますのは、今正確にはあれですけども、例えば修学旅行へ行くとか、そういった校外に出るときとかさまざまありますが、その4項目以外は認められていない。すなわち部活動などで時間外労働をするというのは認められていないというような状況であります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齐藤孝昭） やっぱ教育行政というか、学校現場になると、その時間外に対する指示命令という仕組みがないので、自主的にそういう活動になってしまうと。ということは、長時間の労働を提供する人とそうでない人がきつといるだろうというふうに私は思っています。均等にならしてそういうふうになっているわけではないだろうな

と。それはなぜかという、上長からの指示も命令もないからです。ということは、そういう考え方も改善することによって時間外が長時間にわたらないことになるのではないかというふうなことも考えるわけです。

そこで、労働基準法第32条には学校の教職員も労働時間に関する規制が適用されていまして、先ほど言った上司からの時間外の命令またはその上司になる者に時間外をさせる教職員の管理を行う責務があるというふうになります。ということは、簡単に言いますと、上長が時間外を指示するという仕組みがない限り、これは労働基準法違反、またはその働いている人たちはそれをよくわからず自主的に時間外をしているというふうなことになります。

なぜそういうふうになってしまっているのかというふうなことをちょっと調べましたら、教職員の給料体系にあるのだなというふうなことをきのうちょっと思いました。どういうことかという、学校教職員の給料体系には、教職調整額というのが給料の一律に4%を乗じて支給されています。これは何かというと、時間外の規制がないことを給料で手当をしていると。ということは、時間外をやってもやらなくても給料の4%は支給される。つまり、もらっているのだから働かないとだめなのだというふうな間違った考えが現場にあるのではないかというふうに私は思っていますが、そういうところは教育委員会の見解はどうでしょう。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 教職調整手当4%、これは今議員おっしゃるとおり、時間外勤務を支給しないと。そのかわり、教員の時間というのは非常にいろいろ複雑な形になっているので、何時から何時までというふうなことが、なかなか管理するのが難しいということから、一律にその教職調整手

当で手当てしているということでございます。現在国等では、これではなくて時間外をきちんと出したらどうかといったような議論もあるようですが、それをしますと、現在の4%での予算の何十倍といたしますか、かなりの規模でかかるということから、そういう議論も立ち消えになっているのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） そういうことも含めて、やっぱり現場の教職員の皆さんの意識改革をしていくべきだろうと。献身的に業務に携わろうという意思は十分わかっています。当然人が相手ですので、時間に制限されて、はい、これで終わりというふうにはいかないのも十分わかっています。それを先生方が一生懸命指導したり対応することが、今のその長時間労働というふうな話になっていると思います。

一方で、時間外がふえている理由の中に、教育長も言っていましたけれども、事務の効率化を進めるのだというふうなことを言っていました。私は、部活動を外部に任せるとか、時間を制限するとか、休養日を設けるというのも一つの方法かもしれませんが、その前にやることは、やはり事務の効率化、または先生方の意識、考え方を少し変えてもらうということをやっていくべきだというふうに思っているのです。国は国の指示でこんなことをしてくださいということはあったとしても、やはりこの地域に見合った考え方、方法も当然必要であって、それを教育委員会が主導してやっていかなければ、これいつまでたっても直らないのではないかとこのように私は思っています。教育長は、どのように思っているのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 議員おっしゃるように、この多忙化の原因というのは本当に1つではなく

て、さまざまなことが話されているということでもありますので、先ほどは部活動指導ではないのではないかとこのふうなお話もありましたけれども、これは先生方にアンケートをとると、部活動が一番負担になっているというふうなことが出ていますので、そこをクローズアップして対応しようというふうにしているわけでありまして。そのほかに事務の効率化であるとか意識の改革であるとかといったようなことについて、今ご指摘を受けたことについて真摯に受けとめ、対応を検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） ぜひ現場の人、またはそれを管轄する教育委員会の皆さんでいろんなやりとりをしてほしいなというふうに思います。国・県からの指示だけが正解でなくて、やっぱり現場が一番ですから、そのことのやりとりをどこかの場面でやっていくべきだと、やり続けてほしいなど。それできっと道が開けることになると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

2点目の小学校の運動部活動のあり方について再質問させていただきます。まずは、こんなことが数日前にありました。部活動がなくなるのは世の常で仕方がないけれども、スポーツ少年団を立ち上げるための方法を教えてくれというふうな問い合わせをしてきた人がいらっしゃいます。保護者の方でもやってあげたいとか、保護者の方でなくても、地域の方で、それだったら時間があるのでやってもいいぞという方がいらっしゃったとしても、その立ち上げの方法がわからない。きのうもりましたが、これからはスポーツ少年団または地域スポーツクラブの指導者に当たる人はある程度の資格を持ちましょうということで、各スポーツ団体で指導者講習を頻繁にやるように今なっています。その指導者の資格または講習を受け

るための補助をしているという話も、きのう初めて聞きました。ということも含めて、やっぱり行政が何とかしていかないとだめだなど。つまりそういう制度があるということをコマーシャルしていない、またはその立ち上げのためのノウハウを説明する場所もつくっていないということになると、やはりやりたい人がいてもやれないということも考えられますので、今後でもいいですが、そういう機会を行政がつくってあげたほうがいいのではないかというふうに思っています。

たまたま担当部署が市民スポーツ課というところがありますので、当然そういう取り組みもやっていくとは思いますが、今この話を聞いてどういうふうに思っているのか、もし所見がありましたらお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 小学校部活動のスポーツ少年団への移行ということについてであります。きのうも少し議論させていただきました。まずこの問題ですけれども、これまで部活動が学校主体で行われてきたということを考えていきますと、まずは学校が責任を持ってこれに対応する、移行ということ、対応するということが必要です。ただ、部活動そのものが学校単位で運営ができなくなっているというようなことが現状ですから、個別の学校にこれをただ単にやってくれと言っても限界があります。ですから、教育委員会が主導して、責任を持って実行すべきということは自明のことだと認識しております。各校がばらばらでこれに対応しようとしても、そんなことはできるわけがないのです。これは、もう部活動ができなくなっているという現状から見ても明らかです。

そして、最終的には、これスポーツ少年団として地域で経営していくということを考えていけば、こうした移行に関して全面的に市担当部局として協力をする、円滑な移行を実現するという

ことは地域としての責任としてあるのだというふうに思っています。

問題なのは、今どういう状況かということ、これが非常に宙ぶらりんになっていまして、学校とか教育委員会とか市がそれぞれ責任の押しつけ合いとか、そういうような状況になっていないかということなのです。そのことが今、斉藤議員からの、最近こんな話があったということに凝縮されているような気がいたします。ですから、そうした親御さん方、あるいはスポーツをしたいというお子様方のそういうような、あるいは地域の願いを実現するためには、やはりこれ一丸となってやる必要があります。ただ、そのやり方ということについては、まずは部内で検討会ということを開催させていただいて、その後地域を巻き込んだ形で、これが議論できるような土壌をぜひつくっていきたいというふうに思っています。

我々は、「こどもは地域のたからもの」というキーワードのもとで、子供たちの未来を育む教育を市挙げて取り組んでいるところであります。子供たちとその時間が無駄になるようなことがあってはならないということが私の認識でありますので、体育協会あるいは各競技団体、民間のご協力もいただきながら、しっかりとした形で移行できるように今後検討を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） 市長が今おっしゃったとおりでと思います。縦、横、斜め、みんなのところがつながって前に進むということが必要なのは十分そのとおりでと思いますが、ただ主導するところがどこなのかというのがはっきりしていないのです。一方では教育委員会、一方では市民スポーツ課、一方では学校みたいなことに今なっているのです。なので、誰がどうしたらいいのかがわからなくて、自主的にやっているところは、もともと

スポーツ少年団と兼用しているところはうまくスライドしていると思いますが、そうでなかったところは、それができていないというところがありまして、行き場のない子供が出る可能性があるというのは壇上で申し上げたとおりであります。

なので、誰が、どこででなくて、行政のどこの部署が主導するのかというところにポイントがあると思います。私は、学校教育の中ではないと、小学校の部活動は任意だというふうなことは言ったものの、やはり教育委員会が主導していかないと、これはなかなか解決できない問題になるのではないかなというふうに思っています。変わるときは、やっぱり産みの苦しみといいまして、いろんな問題が発生して、なかなか前に進まなかったり苦労する場面が多いかもわかりませんが、やはりこれをこなさないと絶対前に進みませんので、主導するところがどこなのかというところを決めておくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

それもこれからの部内の議論で正式に決定をするということだと思っておりますが、私が先ほど答弁したとおり、やはり移行期、移行するまでは教育委員会、移行した後は市が。ただ、お互いにしっかり協力しなければいけないと思います。移行するまでも市の施設を使って、あるいは体育館というのは新しくできますから、これを使ってどのような形でやっていくのかということをしかりやっていかなければいけない。

また、移行後であっても学校の施設を使う、あるいは学校を通じて連絡をするということもありますから、これは学校の、あるいは教育委員会の協力も必要であると思います。そうした形の絵姿を今描いておりますけれども、ただこれはしっかりと部内での議論、そして関係者との

協議の中で決めていくことだと思っておりますので、そのように認識をしていただきたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） ぜひそういうふうにお願いします。

時間が少なくなってきているので、3番目の中学校の運動部活動について、ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

まずは、私が中学生のころ、陸上部の顧問の先生に憧れて教員になりたいと思った時期がありました。多分今もそういうふうに思っている中学生がいます。なぜかというと、学校教育の中で今50歳過ぎて思い出せるのは、やはり部活動で活動した時期の楽しい思い出が多いと思います。いまだにおつき合いしている方々も、やっぱり一緒に部活動をやっていた人が今でも仲よくおつき合いをさせていただいているということを考えると、中学校の部活動というのは非常に大事ななというふうに私は思っています。

なので、長時間労働を解消するためということで、指導者を外部からというふうな制度はつくっていただいたものの、それを積極的に導入しないと教育長には言うていただきましたが、私は学校の先生方がいろんな調整をしながら、部活動の顧問として人材育成、または生徒の将来のためにいろんなことを教えていくということに部活動を利用する、使うということをぜひやってほしいなというふうに思っているのです。それがいいのか悪いのかは、それぞれの考え方があるかもわかりませんが、先ほど言ったように、私は中学校の部活動というのは、非常に大事なものだというふうに考えていますので、簡単に時間外削減のために外部にというふうなことにならないように、ぜひいろんな検討をしてほしいというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今お話をいただいている部活動指導員の制度化されるということですが、これされた後どういう形になるのかというのをちょっとお話をさせていただきたいと思うのですが、まず部活動指導員が学校に配置されました。そうしますと、その指導員が部活動の顧問となる。しかし、顧問は1人で学校との連携が必要ですから、担当教諭を置きなさいということで、担当教諭とその指導員が両方で指導していくということになります。それがケース1の場合であります。

それから、もう一つの場合は、部活動指導員とこれまでやっていた先生が両方顧問になると。両方協力してやっていくというふうなことであります。そしてまた、部活動指導員の任用の制度ができたとはいえ、これを全国的に例えばむつ市の中で大勢の指導員を雇って学校の中で活躍してもらうというのは、恐らく人的なことからいって難しいだろうというふうには私は捉えています。したがって、今言った2つの方法のほかに、従来どおり学校の先生が顧問をするというような形のほうが、これは多いのだろうなというふうには思っています。

ただ、これまで、現在外部指導員をお願いしてコーチとして来てもらっているわけですが、それはボランティアで来てもらっているわけです。その人たちに報酬を払うことができるようになるかもしれないというのがこの制度のいいところかなというか、期待するとすれば、そこなのかなというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 齊藤議員、間もなく約束の時間ですので、ご協力願います。

○18番（齊藤孝昭） 最後になります。部活動と学力の関係ということで最後お聞きしますが、リアルタイムなのですけれども、さきの学力テストの

結果を踏まえて、文部科学省で部活動と学力テストの結果の関係を公表しています。どういうことかということ、今回行われた全国学力テストに伴う中3の質問事項で、部活動と正答率の関係について調査しました。その結果、部活動を平日1日当たり1時間以上2時間未満の中学生の正答率が最も高かったと。2番目は、2時間以上3時間未満の中学生。それは、1時間以上2時間未満の子の大体2.4ポイントぐらい低かっただけで、何を言いたいかということ、部活動をやっている中学生の学力が向上しているということが言えると思います。最も注目したいのは、部活動を全然していない中学生の正答率がすごく低かったという結果を文部科学省が出しました。ということを見ると、やはり中学校の部活動というのは非常に重要だなというふうに思いますので、今後もしもどういふふうに進んでいくのかわかりませんが、大事な部活動、将来の子供たちが大人になるための第一歩ということを見ると、重要度が高いというふうに思っていますので、いろんなことを模索しながら、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに中学校の先生には言いたいと思います。このことについて、もし所見がありましたらお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 約束の時間がもう直前になっていますので、簡潔にお願いします。教育長。

○教育長（遠島 進） 今お話しいただいたことにつきましても、全く同感でございます。今のお話は、中学校3年生の例ということですが、私は高校に勤めていましたが、高校生でもやはり部活動、運動、スポーツをやっていた子供のほうが進路も立派な進路を達成して、部活動で鍛えた協調性であるとか、頑張りの力であるとか、集中力であるとか、そういうことを使って進路を達成しているという状況がありますので、今議員おっしゃったことと全く同様に考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎東 健而議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、東健而議員の登壇を求めます。10番東健而議員。

（10番 東 健而議員登壇）

○10番（東 健而） 市誠クラブの東健而であります。退院後の一般質問も2回目となりました。むつ市議会第233回定例会に当たり、1項目の一般質問を行います。

今定例会は、まことに僭越と思いましたが、大型予算の投入で、市長の財政の現状認識について問いただす必要があると考えました。同時に、現在の行財政運営について、議員の責務とあるべき姿、果たすべき役割とは何か、いろいろと考慮せざるを得ない問題が多々浮上しています。

行政と議会は車の両輪であります。同調することも必要ですが、時には毅然とした態度を示さねばなりません。私は、今回は苦言と批判を承知のうえで、現在当市の行財政需要が多く市民の目にどのように映っているかという観点から質問させていただきます。

それでは、体育館建設が市財政に与える影響について伺います。市民期待の体育館建設に当たって、少々その期待する高揚感を逆なでするようなご質問になるかと思いますが、ご容赦いただきました

と思います。

夢のような体育館建設は、誰しも期待し、待望するものであります。私も財政が許し、市の台所が将来にわたって不安なく回転してくれるなら大賛成であります。しかし、人口減少と税収が減り続けている中で、市財政の硬直化が進み、また一般財源も縮小の途にあります。

私は、体育館建設に合併特例債を充当するとした計画には、その時点から何かすっきりしない感触を抱いていました。さらに、最近の説明では6億円という大幅な増額が示されました。これは、特例債の枠を飛び越えた大きな出費であり、大変な課題であります。このことから、これまた将来にわたってこの体育館に要する運転資金、すなわち維持管理費用の確保が一層の重圧となります。増加する借金が市民に過度の負担を強いることとなり、非常に心配されます。

先進事例の夕張市の場合、当初の行政チェック機関である議会のブレーキ不足が問題となり、議会が全く機能していなかったと、結果として市民は大変悔やんでおりました。行政と歩調を合わせていけば問題なしと思っていた議員の多くは、きょうも批判の矢面に立たされています。

今回私は、批判を承知のうえで、懸念される財政問題についてお尋ねいたします。現況と、体育館が完成した後の財政状況を、以下、数項目にわたってお聞きしますので、市民にわかりやすいご説明になるようお願いいたします。

まず1点目であります。費用対効果の試算についてお伺いいたします。市民からの行財政需要が高まる中、この大型予算の投入が市民が多目的に本当に利用することになるものか、相当背伸びが感じられるような計画であるように感じられてなりません。平成28年3月の新体育館基本構想・基本計画のご説明では、相当すばらしい構想が示されておりました。私は、同年6月定例会で、この計

画にはどのくらいの資金が必要か、財政問題で質問したことがありました。その際に財務部長は、特例債の充当は38億円とのご答弁であったと記憶していますが、本年の7月27日、議員の説明会では、当初予算が合併特例債から39億円、そのほかに6億円が追加され、総工費も45億円に膨れ上がっていました。よいものをつくるには、資金がかかります。建設資金の押し上げもいいですが、まず市民に市財政の基盤をしっかりとご説明したうえで建設となるべきではないでしょうか。

行財政運営の厳しさで税金の値上げ、利用料、手数料、使用料、入浴料、ごみ袋、水道料金などが値上げされ、市民負担の増加が余儀なくされています。また、指定管理者制度の資金の減額、職員の報酬カットがなされている中で、大規模な箱物建設にはさらなる市民負担の高騰を招くことにならないか、大変心配であります。建設の必要性については、理解しますが、旧町村部の市民には、利用される度合いが少ないのに、そのために4市町村で利用されるべき合併特例債がなぜ使われるのか疑問に感じられてなりません。このことは、多くの市民も同様の考えであろうと思います。

さらに、計画の内容を見ると、使用頻度の低い設備もあるような気がし、本当に市民のための施設整備かと思うものまであります。また、公式大会ができる規模の体育館にすると言っていますが、何でもこなせる体育館にするには限度があります。これから子供たちが少なくなり、お年寄りが多くなっていきます。人口減少が加速、財源が先細る中で、市民がこのような多彩な設備を望み体育館を本当に利用するのだろうか。厳格に考えれば、これが市民目線ではないでしょうか。今後の市財政状況はますます窮屈になり、後顧の憂いを来さないか、大変不安を覚えるのは私ばかりではないと思います。基本構想で示された体育館完成後の年間の利用者数や維持管理費用を考慮した

費用対効果の試算はなされているのでしょうか、まずお聞きしたいと思います。

2点目であります。合併協定の合併特例債の認識及び合併特例債使用後の返済方法についてであります。合併協定書の中に合併特例債は合併した4市町村の均衡ある郷土の発展のために利用することを目的とするという大義がありました。当初合併協定書には、持ち寄った公債費の額が多額になるので、協議に協議を重ねた結果、5年間財源の支出を抑え、節約し、特例債が利用できる範囲の69億円の資金を衰退が加速する旧町村部のために利用すると書かれています。特例債は、合併後10年で終わりでしたが、当時の片山総務大臣が5年間の延長を決められたということも一昨年の質問で取り上げました。それで、体育館建設に率のいい特例債を利用することにしたのだと思いますが、これは渡りに船で、合併特例債の使用がなければ、このような大規模な体育館建設はできなかったものであります。

現在財政需要が増す中、過日道の駅建設の延期の説明があり、住民からの要望である旧町村部の行政需要も繰り延べや延期が多くなっていることも事実であります。川内地区では、地区の内外から利用されて多彩なコミュニケーションが図られ、大勢の人たちが集まるふれあい温泉のポンプが故障し、また外壁などの破損が修理もされずそのままにされています。旧町村部の市民からは、旧市部だけに潤沢に大型資金を投入して、旧町村部は置き去りにされているとの苦言が出てきています。合併特例債は、旧4市町村の格差是正や均衡ある郷土の発展、地域振興が悲願だったはずであります。合併特例債はこのような名目のもとに起債できる地方債であるということをご存じのことだと思いますが、活力がなくなり衰退している旧町村部にもどうかご留意いただきたいと思いません。

財政状況が刻々と変化する中、旧町村部の市民は市財政が圧迫されているのではないかと非常に心配しています。また、合併特例債の利用は便利でも、あくまで借金だということであり、公債費の額が膨れ上がります。合併特例債の利用及びその返済方法を市長はどのように考えているのか。さらに、合併協定書も継続しています。市長はどのようなご認識をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

3点目であります。普通交付税に係る合併特例加算の段階的削減の影響と不足財源についてであります。2015年から2020年までに段階的に8億3,000万円の普通交付税特例加算が削減されていくことも過去に述べてきましたので、ご承知のことと思います。体育館建設に当たって、これを加味しての財政措置をされたのかどうか、加えて合併特例債はまだ100億円残っています。しかし、現段階ではこれ以上使えないということをご存じだと思いますが、追加になった不足財源の6億円をどこに求めるつもりでしょうか。

4点目、基礎的財政収支の変化についてであります。市長は、平成27年の3月定例会の施政方針の中で、財政状況について経常収支比率を初めとした各財政指標は芳しくないと言われ、極めて硬直性の高い脆弱な構造が続いていると申しておりました。それが今なお持続しているとお考えのことと思います。脆弱な構造と感じたこの詳細の根拠を示していただきたいと思っております。

さらに、必要とされる当市の政策的経費を建設年次のいかなる税収等でどれだけ賄えるか、財政のバランスを示す指標を示していただきたいと思っております。

また、今年度の当市の基礎的財政収支の状況はどのように変化しているか、改めてお伺いいたします。

5点目であります。合併特例債充当後の財政力

指数の変化についてお伺いいたします。自治体の財政状況を考える目安として、一般会計の4指標とは別に実質収支比率、経常収支比率、公債費負担比率、財政力指数について考える必要があります。この中の財政力指数に私がこだわるのには、わけがあります。この指数が1に近いほど、健全な財政運営をあらわすと言われております。

一昨年の青森県が示した市町村別の財政力指数ランキングでは、当市の財政力指数は0.376と発表されておりました。ことしには、6月定例会時点では、その財政力指数ランキングでは0.38になっておりました。パーセントであらわせれば、財源の多くは毎年行き場が決まっておらず、行財政に対応できる財源は約38%しかないということになります。この数字は、少々改善がなされたと思っておりましたが、私の思い込みだったようでもあります。

そこで、体育館建設に合併特例債を充当した場合に財政力指数はどのように変化するのか、お示しいただきたいと思っております。

6点目であります。健全化判断比率についてお伺いいたします。これは、早期健全化基準というものであります。財政再生団体に転落しないための取り組みとしては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率はどのようになっているかがポイントになります。申すまでもなく財政の状態がこの数値以上になれば、財政再生団体になるわけですが、市財政の現状と体育館建設後の健全化判断比率の見通しについて公表していただきたいと思っております。

次に、7点目であります。大型化をやめ、分相応の体育館建設に戻すべきではないかということでもあります。指定管理者制度で運営した場合でも、施設をもてあますときがやってまいります。いずれは、その資金の調達さえ危ぶまれるときが来るのではないかと心配されます。将来を見据えた対応を考えるべきと思っております。すなわち人口増加、

経済の右肩上がりの時代とは違う最適化の追求という原則のもと、見直しにも踏み込みながら、これからは何かを削減する議論が大切になるときが参ります。行政には限界があるということを市民とともに共有する必要があります。老婆心ながら、体育館の建設はこれまで使用していた体育館のような分相応の小規模なものにするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

8点目、将来負担と将来像についてお伺いいたします。繰り返しますが、7月27日、体育館建設についての議員への説明会が開かれ、私は維持管理費について伺い、そのご説明では照明をLED化するのので、約5,000万円ほどになるとのご説明がありました。例えば隣のウェルネスパークの維持管理費は約1億1,300万円でありますので、これより設備の多彩な新体育館は、その維持管理費はこれを下らないような気がしています。

市のホームページには、市の人口統計があります。それによると、合併当初6万7,500人いたものが、ことしの8月1日付で5万8,955人になっていました。とうとう6万人を割り込み、世帯数も2万9,221世帯となっています。この人口と世帯の下がり続ける傾向は、今後上がることはありません。加えて、財源がどんどん先細っていく中で、これからもまだまだ新たな行政需要や財政需要がふえ続けていきます。それから生ずる債務を今後の少子高齢化の時代に返済可能でしょうか。私は、現在の借金を現在で処理し、負担を先送りするべきではないと考えています。市長は、このことについてどのようにお考えでしょうか。また、むつ市の今後をどのように見ているかお尋ねいたします。

私は過日、縮小日本「未来の年表」という雑誌を読んでみました。この中には、2018年、有名大学が潰れ始め、2020年には女性の2人に1人が50歳になり、2027年には利用客の減少でコンビニ

が24時間営業をやめ、2030年には銀行も老人ホームも地方から消える。我が国はいずれ人口が1億人を割り込み、所得税が50%、消費税が40%になり、救急車を呼んでも来なくなることが書かれています。当市も少子高齢化の進展、人口減少が加速、子供がいなくなり教育の消滅、団塊の世代の老齢化、税収減が顕著になり、行財政の大規模な改革、縮小が迫られる中、限界集落の地方は消え、そこに根づいてきた多彩なねぶた、盆踊り、祭りや神楽などの文化が消滅します。また、10年後には急激な空き家の増加、上水道と下水道の利用が大幅に減り、企業局の経営も料金の減収で相当苦しくなることが想定されます。また、維持管理費節約のため、指定管理者制度や臨時職員の補填がなくなり、除雪や道路補修、庁舎内の掃除なども夕張市のように職員がやらなければならなくなります。誰が体育館を利用するのか、維持管理費用は誰が負担するのか、運営は相当苦しくなります。

市長は、若いですので、まだまだ先があります。むつ市の長期にわたった将来像を考え、現実を見据えた行財政運営をしていただきたいと思いますが、市長はどのようなご見解をお持ちでしょうか。それをお伺いし、壇上からの一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

新体育館建設が市財政に与える影響についてのご質問の1点目、費用対効果の試算について及びご質問の7点目、大型化をやめ、これにふさわしい体育館建設に戻すべきではないかということについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

新体育館は、むつ市総合経営計画においてスポーツ活動の充実を図るため、平成32年度の供用開

始を目指すこととしており、現在建設に向けて取り組んでいるところであります。

ご質問の費用対効果の試算についてであります。公共事業の妥当性を評価するため、国土交通省で定める費用対効果分析手法マニュアルに基づき、新体育館建設に係る費用対効果を試算しております。これは、建設事業費や維持管理費等の事業に要する費用の総計に対する事業から発生した便益となる健康増進やレクリエーションの場の提供等、直接的に利用することによって生じる直接利用価値と、防災機能の向上等によって生じる間接利用価値の総計の比率で、その値が1以上であれば、その事業は妥当なものと評価される指標であり、新体育館の場合は期間を50年間として算出しております。

その分析結果であります。費用対効果の指標は1.84と算出され、地域貢献度が高く、有益な事業であると評価をされております。

次に、大型化はやめ、これにふさわしい体育館にするべきではないかについてであります。新体育館は市民ニーズ、利用者ニーズをもとに策定した基本構想、基本計画の理念を踏まえ、日常的な市民スポーツ拠点から国体規模の大会開催まで可能な子供から高齢者まで、ビギナーからアスリートまで幅広く利用できる多機能、多目的な空間として設計しており、防災施設機能を併設した市民の皆様が求める総合アリーナとして、将来にわたってふさわしい規模であると認識しておりますし、財政的にも長期的に許容し得る水準での建設となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

その他の質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 新体育館建設が市財政に与える影響についてのご質問の2点目、合併協定の合併特例債の認識及び合併特例債使用後の返済

方法についてであります。合併特例債につきましては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、また均衡ある発展に資する公共施設の整備事業に充当するという基本的な考え方にに基づき活用しております。

発行期限は、平成31年度まで、充当率が95%で、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される財政的にメリットの大きい起債ではありますものの、大規模事業の実施に伴う借入額や後年度の負担、返済方法等につきましては、普通建設事業費の抑制など年度間の調整を行い、財政運営への影響を最小限に抑えてまいりたいと考えております。

なお、川内、大畑及び脇野沢地区に係る公共施設につきましては、各地区ともに過疎地域に指定されておりますことから、充当率が100%、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入され、合併特例債以上にメリットが大きい過疎対策事業債を財源として整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、普通交付税に係る合併特例加算の段階的削減の影響と不足財源についてであります。普通交付税は今年度の交付決定額約93億1,800万円に対しまして、合併特例加算の段階的削減後の平成32年度では、約88億200万円と見込んでおり、5億1,600万円の減額が予想されますことから、今後の財政運営に及ぼす影響は大きいものと考えております。

また、体育館建設に伴い合併特例債の元利償還金や施設の維持管理費等、これらの支出の増加により、各年度の収支に一定の影響が及びますものの、財政中期見通しにおける財政シミュレーションでは、財源対策の着実な実行により健全な財政運営が可能であると認識いたしております。

なお、体育館建設工事費の増額分につきましては、財源に社会資本整備総合交付金を活用するこ

とし、不足分を一部合併特例債で補う予定としております。

次に、ご質問の4点目、基礎的財政収支の変化についてであります。基礎的財政収支の均衡という点で、毎年の政策的経費等が税込などの収入で賄われているかということになりますと、本市の場合、市債の借入れを除いた歳入と借入れの元利償還金を除いた歳出との比較となりますが、平成23年度以降は黒字を継続しており、過度な借入れに頼らず、行政運営がなされているものと受けとめております。

また、平成22年度以降、収支の黒字化が達成できている点からも、財政のバランスはとれつつありますが、今後長年の懸案事項でありますむつ総合病院に対する債務負担行為の履行や大畑診療所の資金不足解消を計画的に進めるに当たり、財政へ及ぼす影響を考慮する必要があるものと認識いたしております。

次に、ご質問の5点目、合併特例債充当後の財政力指数の変化についてであります。財政力指数は基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合となりますので、体育館建設に伴う合併特例債の発行により、大きく変化することはありません。しかしながら、平成28年度の財政力指数は0.38で、依然として自主財源の割合が乏しく、3カ年平均の経常収支比率は95.8%と財政構造の弾力性に欠けるなど、脆弱な財政構造が続いております。

次に、ご質問の6点目、健全化判断比率についてであります。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、財政中期見通しでお示ししておりますとおり、各種財源対策により収支の黒字を確保するとしており、赤字は生じないものとなっております。

また、体育館の建設に伴い実質公債費比率は0.4ポイント、将来負担比率は8ポイント程度それぞれ上昇するものと見込んでおります。平成

28年度の実質公債費比率は17.3%、将来負担比率は174.3%であり、いずれも早期健全化基準を下回っておりますが、建設後におきましても基準を下回る比率を堅持できるものと試算しております。

次に、ご質問の8点目、将来負担と将来像についてであります。将来世代に過度な負担とならないよう、経営的な観点から必要な財源の確保を前提とした歳出や聖域のない徹底した歳出削減を実施するほか、常に中長期的な展望に立って弾力性のある財政体質への改善を図り、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、財政の健全化を進めながら、「笑顔かがやく希望のまち むつ」の実現に向け、むつ市総合経営計画に基づくさまざまな取り組みについて、PDCAサイクルの運用による検証、改善を加え、加速化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） ただいまのご答弁、ところどころで、ううん、これはちょっとまずいのではないかなというふうなところもありましたけれども、そういうふうなものは、市長、一番最後に財務部長が答えました将来像、これはぜひとも私は市長に答弁していただきたいと思ったのですけれども、財務部長が答弁なされました。もし市長がこれからの将来、私たちはいなくなるわけですが、ずっと将来、例えば市長をやっていたとして、将来をどのように考えているのか。財政運営についても、まだまだ苦しくなるということがわかっているわけです。そこら辺を加味した市長のご答弁、いかがでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

質問いただいた中で、人口減少とそれに伴う社

会のこれからのあり方ということで、縮小日本の「未来の年表」というようなお話をいただきました。先ほどのお話を聞いていると、非常に悲観的な未来像を並べられていたかのように思うのですが、私は決してそこまで将来を悲観することはないと、そこまでむしろ課題が見えているのであれば、今からしっかり対策をとれば、それぞれのことはしっかり解決できるであろうというふうに逆に思いました。

そして、この財政の問題でありますけれども、どの点をちょっと不安に思ったのかということ、具体的に言っていただければ解消させていただきますが、私自身というか、この市の中で重要視している指標というのが財政健全化指標というものであります。その中には、将来負担比率と実質公債費比率というものがありますけれども、将来負担比率はいわゆる税金とか、あるいは普通交付税に対する市債、債務負担行為の割合、実質公債費比率というのは標準財政規模、これも同様に税金とか普通交付税に占める地方債の元利償還金の割合ということであり、簡単に言えばです。この2つの指標を毎年しっかりチェックをしながら財政運営をしていくことで、これは財政をこれ以上悪化させることは私はないと思っています。

今のむつ市の財政の現状ということでいくと、これ非常に硬直的で脆弱な構造だということではあります。過去のむつ市よりは圧倒的によくなってきているということは言えるわけです。もちろん昨年よりも改善しています。しかし、全国で比べると低位にあるということは、正直申し上げて、今までの財政運営が今大きく影響しているということでもあります。ですから、そうした過去のことをこうした反省を踏まえて、指標をしっかりと監視監督しながら行財政運営を進めていくことで、市民の皆様にとって非常にすばらしいむつ市になっていくのではないかなというふうに考えて

おりますので、そう悲観することもないのかなと思っています。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） 無理かと思いましたがけれども、ご答弁ありがとうございます。

私が懸念していることは、昨日の大瀧議員と、それからきょうの鎌田議員、それから斉藤議員の3人が、相当人口減少に対する人手不足などを心配しているわけであり、それがどのくらいの程度でもって進んでいくかということが市長から伝わってまいりませんでした。ですので、それをちょっと不安視していたのでありますけれども。

団塊の世代が大体10年から20年の間に物すごい規模になるわけであり、その人たちを介護するとか支えるとか、そういうふうな人たちは、どこから用立て、たとえばちょっと失礼ですけども、工面とか、やってくるのか。そこら辺を考えた対応でないような気がいたしましたので、ちょっと心配したということを申し上げました。あとの小さいところはよしとしたいと思います。

そして、財政問題の難しい面倒な質問に、よくここまで丁寧に調べたりしてお答えいただいたなと思いました。本当にありがとうございます。

それから、ただいまのやりとりの中で、当市の財政状況が今どようになっているか、私とやりとりした市民の皆さんも、少しでもご理解いただいたのではないかと思います。これで、質問はよしとしたいと思います。ご答弁を聞いて、少し気になることがございましたので、3点ばかり質問させていただきます。3点一括して質問いたしますので、ご答弁のほうをよろしく願いいたします。

まず1点目ですが、特定財源についてであります。体育館建設の財源というのは、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）というようなものだそうありますが、これを活用し、残

りの事業費は合併特例債を充てる計画とのご説明がありますが、この特定財源の金額が6億円と考えていいのでしょうか。また、この45億円の金額が、工事費が膨らむことがないかどうか、まずとりあえず1点目。

2点目として、債務負担行為について伺います。行政の予算決算というのは、単年度が原則であります。現時点での当市の債務負担行為の残高はどれくらいあるのか、その総額をお示しいただきたいと思ひます。

次に3点目、人口減少が市財政に与える影響についてであります。ここに基準日が7月31日の当市の住民記録の人口世帯集計表があります。これによると、現在田名部の人口は3万3,351人、大湊は1万3,035人、川内地区は合併前は6,500人いました。それが4,009人になっています。大畑地区は6,972人、脇野沢地区は1,588人で、合計5万8,955人になっています。たった12年で8,545人が減少し、実に毎年約800人近くの人口が減少しています。まことに驚くべき数字と考えますが、当市の人口はまだまだ激減していくことが考えられ、税収も比例し激減することがはっきりわかります。市長は、この人口減少の状況をどのように考えるかお伺いいたします。

以上、3点についてお答えをお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、防災・安全交付金、特定財源として活用を予定しておりますけれども、これは国の交付金ということでありますので、現時点でこの交付額についてはまだ示達というか、内示を受けておりませんので、お示しすることはできない状況にありますので、その点をご理解いただきたいと思います。我々としては、申請額としては6億円以上の申請をさせていただいております。

それから、続きまして、債務負担行為について

ですが、今後の負担が大きいものといたしましては、むつ総合病院に対する債務負担行為ということでもありますけれども、これ期間を平成34年度までとしておりますが、平成28年度末時点で約29億5,000万円となっております。これが我々の財政を硬直させている最も大きな要因の一つであると言ってもいいと思っております。

また、人口減少が市経済に与える影響ということでもありますけれども、実は昨年、人口ビジョンということで出させていただいた人口推計の中ですと、2010年に6万1,000人いた当市の人口であります。2060年には2万8,508名になるというような推計があります。これを3万人という市の存続人口であります。そういったところに合わせるための対策として、「むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」というものを出させていただいております。ちなみに、旧川内町、今の川内地区ということになりますと、2010年に4,507人であった人口は、2060年には1,562人になるというような推計もございます。この人口減少が与えるインパクトというのは、非常に大きなものがありまして、ご指摘のとおり労働力不足、あるいは経済成長の停滞、公共交通機関の衰退、空き家空き店舗の増加、税収減による行政サービスの低下ということが懸念はされます。ただ、一方でそうしたことに対しては、経済学の中で有力な説として、この人口減少の中でも労働生産性ですか、すなわち1人当たりの労働者がつくり出すもの、付加価値、これを増加させていけば経済の成長が維持できるというような思想、発想、考え方もあるようでございます。そうした中においては、今の世界の潮流であります例えば第3次産業革命、第4次産業革命、こういったものに我々の市としても乗りおくれられないようにしていかなければいけないですし、そうした構造転換に対応できるような市内の行財政基盤、私たちが含めて民間の方々も

含めて、そういったフィールドにむつ市をしていく必要があるのかというふうにも考えております。

この人口減少というのは、静かなる国家の脅威というふうにも言われておりますけれども、その中でもむつ市の労働生産性の向上を通じて経済成長を達成し、持続可能な財政運営も私としては実現していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） ありがとうございます。ただいまの質問に対する答弁を聞きまして、私だけが何かせば詰まった感じを抱いていたというような感じを受けましたけれども、行政側からの答弁では、財政は体育館建設についても許容できる水準にあるというご答弁を耳にしましたので、これでよししたいと思います。

今回の私の質問は、大変市長には横柄でぶしつけない質問になりました。まず、そのことをご容赦いただきたいと思います。

また、体育館の建設は高台ではありません。住民は何かあれば、高台に避難します。災害時の避難所に指定され、避難が不便なことも相当気になる部分であります。災害は忘れたころにやってくる。事故が起きれば、「まさかこんなはずではなかった」、「想定外」では済まされないことあります。まずは、財政の硬直化が進んで綱渡りの状況であるという認識のもと、市長には先を見据え、市民のことを心配し、市民の声に寄り添った市民とともに歩む行財政運営を心がけていただくことを目指していただきたいと思います。それを申し上げ、むつ市議会第233回定例会での一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（浅利竹二郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午後1時55分まで暫時休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎村中徹也議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、村中徹也議員の登壇を求めます。20番村中徹也議員。

（20番 村中徹也議員登壇）

○20番（村中徹也） 皆さん、こんにちは。午後のひととき、いかがお過ごしでしょうか。これから約1時間、私村中徹也の一般質問でお楽しみください。

今回は、いい質問でありますので、前段を書いてきましたけれども、全部省いて、すぐ質問に入りたいと存じます。

まず、来年6月の市長選挙に関する5項目から質問をいたします。市長、あなたは3年前、突然政治の世界に身を投ずることになりました。とはいえ、全くの政治素人ではありません。国政という政治の中心の、為政者ではなく、そのサポート役として重要な役割を果たし、ややもすれば為政者をリードし、助言を促したり、より高度な能力を有する立場ではなかったでしょうか。それは、国家公務員1種採用ですから、当然と言えば当然でしょう。

以前市長は、父である宮下順一郎氏から、そのエピソードとして生前に、「私に何かあったら、後は頼んだぞ」と言われたことを公表し、またその際に、「むつ市民は家族だ。家族の幸せを一番に考えて行動しなさい」と言われたことも公表しておりました。

一言一言正鵠な記憶ではありませんが、この「私

に何かあったら、後を頼んだぞ」こそが、市長、あなたを政治の道に大きく動かしたのか。また、大学時代から、私とたびたび会う機会がありましたが、会うたびに私を論破するディベート力の持ち主で、かつリーダー的存在でありました。その当時から、いつかは政治の世界への将来的夢があったのか、本当に父の急逝で純粋に突然政治家になったのか、知るよしもございません。

ただ、今現在の立場からすると、今後長期的なむつ市の展望を考えたときに、どのようなデッサンを描いて、どのようなシミュレーションをすればいいのか、宮下市長、あなた抜きでは描けないと感じております。

そこで、政治の世界にいる市長として、ご自身の人生設計において、政治家としてこの世界で今後どのようにご自身の進む道を描いているのか、お聞かせをいただきたいと存じます。

さて、地方紙やローカルニュースを見ていると、ひいき目なのか、むつ市の出来事やむつ市長の行動を取り上げる頻度を多く感じております。もちろん統計をとっているわけでもありません。調査をしたわけでもございません。しかし、あえてひいき目で言わせていただきますが、青森市長、弘前市長に次ぐ露出度ではないでしょうか。

その理由を私なりに考察してみました。1つに、むつ湾フェリー赤字補填や国体経費のような問題には、信念に基づいての歯にきぬ着せぬ言い方で、核心を突く、1つに、相手が誰であろうと、むつ市民の有益のためには一歩も引かない押しの強さと理論武装、1つに、国や関係者を巻き込んでの斬新な発想による政策の遂行、何よりもあなたの武器は、前市長宮下順一郎氏になかった若さと胆力ではないでしょうか。このことがマスメディアに歓迎をされているのではないのでしょうか。

このことは、非常に高く評価をしなければいけません。特に政治家は、目立つことであります。

目立たないことには物事が始まりません。目立たない人は存在を示せない。よって、人間関係にも、出来事にも何の影響も与えないのです。世の中では、こういう人を「毒にも薬にもならない」、または「足しにもならなければ邪魔にもならない」という表現をいたします。

いずれにせよ、市長、あなたの露出度というか、マスメディアの取り上げは大歓迎をしているところですが、市長はこれを意識しているのか、どのように感じているのか。私は、まだまだ目立つべきであろうと考えますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

さて、むつ市長選挙も1年を切りました。私もそうですが、大多数のむつ市民は、来年の市長選挙は宮下宗一郎で決まりだ、ほぼ間違いなく、いや、99%に近い確率で間違いのないだろうとの思いをいたしていると思います。

3年前の選挙で市長は、「むつ市が一番」というキャッチコピーを挙げ、5つのむつ市のナンバーワンを標榜いたしました。来年の選挙は、基本的にこの達成から継続へのキャッチコピーになるかと思えます。ここで、来年6月予定の市長選挙のキーワードもしくは標榜、キャッチコピーをお知らせいただきたいと存じます。

一言申し上げますが、私は市長、あなたに、「来年の市長選挙に立候補しますか」とは聞いておりません。聞くつもりもありません。よくニュースなどで、議員の一般質問で、「〇〇市長立候補表明」とかを拝見しますが、これは二流の出来事です。任ずりに足り得る人物としての高い評価、市民の相当数が継続の切望、そしてその地位の存続として信頼度が高い現状でありますから、聞く必要は全くないのです。

ですから市長も、このキャッチフレーズの質問以前に、「後援会と相談してから……」とか、「今は市政発展が一番……」とかのいわゆる二流の答

弁、もしくは60年、70年代の政治家が使ったフレーズでお答えにならないように、正鵠を得たような得ないような、かわしたようなアバウトなような答弁力もトップリーダーには必要ではないでしょうか。

きっとあなたは、正面から答えてくれるものと私は信じております。来年の市民の心をぐっと引きつけるキーワード、キャッチコピーを教えてくださいと存じます。

さて、政治の世界に身を投じていますと、どうしても避けて通れないのが選挙であります。自分の選挙、支持政党の選挙、日ごろ世話になっている友人知人の選挙等々、さまざまな選挙に参加を余儀なくされます。

先ほど私は、「来年の市長選挙は宮下市長の再選でほぼ間違いない」と申し上げましたが、それ以前に心配事が出てまいりました。それは、無投票選挙であります。私は、選挙に対する一言として、「無投票選挙は、その地域を停滞させる」との持論の持ち主です。

無投票選挙の弊害は、有権者に選択肢を与えない、現職の4年間、他の候補の評価がわからない、3つ目に、その選挙区の政治的レベルと政治的乖離が生ずる可能性があるということで、総じて無投票選挙は「流れない川」と言われています。「流れない川」とはどういうことか。上流、下流がありませんから、常に同じ1種類の魚しかいないのです。4年ごとに、釣っても釣っても同じ魚しか釣れない。そして、流れませんから、どんどんよどみ腐敗をしていきます。そして、ついには誰もがその流れない川に近づこうとしません。その点選挙が行われること、すなわち「流れる川」、これは数種類の魚が上流や下流から自由に泳げます。流れによって、常に新しい水質を保っています。結果として、4年ごとに同じ魚が釣れることがあります。大事なものは、数種類の魚がそこに

いるということなのです。

このようなことから、私は来年の市長選挙、再来年の私ども市議会議員選挙、県議会議員選挙及びあるであろう議長選挙も含め、全ての選挙が有権者のために選挙戦であってほしいと願うものですが、市長のお考えをお尋ねいたしたいと存じます。

さて、選挙をやっている人間にとっては、当選が最大の目標であり、スタートです。そのためには、自分を応援してくれる人を探し出さなければなりません。自分の主義主張、信念を訴え、プラス人間性や日ごろの言動や活動、また生い立ち、学歴、そして生き様までも、全てをさらけ出して支持を得なければなりません。

政治過程論という学問の中で、投票行動理論というものがあります。その政治過程論からすると、有権者の投票行動には一定の法則があり、有権者は無意識のうちに周期的に同じパターンを繰り返しているという報告があります。その理論が「ダウズ・モデル」、「アナウンスメント効果」、「即効理論」、「ピープルモデル」等々ありますが、そういった学問を全て理解しても、なかなか新規支持者を開拓するのは容易ではありません。

そういった中、候補者自らが「私を応援してください」とお願いしなくても、「我々が応援団をつくって支援しようではないか」と名乗り出るといことは、心底ありがたいものであります。

もちろん宮下市長、あなたの政治理念や政策に共鳴し、また4年間の実績を高く評価しての結成の動きでありますので、喜ぶべきものと考えますが、市長のご感想をお聞かせ願いたいと存じます。選挙関係、来年の市長選挙関係はここまでです。

次の質問に移りますが、市役所に要望する場合は手法論についてお尋ねします。今から10年前、宮下市長が市長になる前の出来事ではありますが、ある一人のむつ市民が、道路整備の要望に行った

際に、市役所から、「町内会長の了解と要望書を作成して、町内会長の判こをもらってきてください」と言われたそうです。その人は、私のところに相談に来て、「町内会長のところには行きづらい、行きたくもない」と言い、「なぜ困っていることに一つ一つ町内会長が必要なのか。まして判こなんか」と疑問を呈していました。そして、当時私が市役所に問い合わせると、非公式な回答として、一個人よりも町内会長や行政連絡員、そして市議会議員などの名前だと予算づけに通りがいいし、整備もしやすいという返事でした。私は、そういえばそうかなと納得をして、その人に要望書を作成し、判こももらって全部アシストした覚えがあります。

最近、直接ではありませんが、同様の話を耳にいたしました。一市民の要望と町内会長や行政連絡員及び市議会議員等々の肩書のある人との関連性について、陳情の際、マニュアルは存在するのかお尋ねをいたします。

次の質問は、自転車で下北中を駆けめぐる「下北ロングライド」というイベントの交通安全対策についてであります。この「下北ロングライド」は、最大で自転車が500台、ことしは約260台が参加したようです。ということは、同時に260人がむつ市に来たか、いたか。調査をしましたところ、ほとんどの方が前泊、前の日からむつ市に泊まって、各方面でむつ市経済に寄与していることがわかりました。また、むつ下北の活性化と宣伝効果にも一役買っていただいております。ですから、しっかりと安全対策を講じて、継続を願っての質問です。

さて、安全対策と一言で申し上げても、何に立脚するのかによって大分話が違ってまいります。ことしは260台でした。マックスで500台。この500台の自転車の安全に立脚するのか、はたまたむつ下北で暮らす住民、歩行者に立脚するのか、

はたまた生活の足として使っている自家用車に立脚した安全対策をするのかによって大分違ってくるのです。私には、三者から三様のそれぞれの苦情と申しますか、言い分が寄せられております。

まずその前に、この「下北ロングライド」というイベント主催者側の具体的な交通安全対策がどのようになされているのかお尋ねをいたしてから再質問したいと存じます。

以上、壇上からの質問といたします。ありがとうございます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 村中議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についてのご質問の1点目、政治家として政治の世界で今後どのように自身の進む道を描いているのかについてお答えいたします。

私は、政治とは、それが国際政治であれ、国内政治であっても、また地域の政治であっても、流動性の高いそれぞれの社会の問題に対応して意思決定を行い、これらを解決するための行動をしていく活動のことであると理解しております。そして、希少資源の権威的配分という社会問題発生の基礎となる事柄に対して、技術的ないし経済的な合理性だけではなく、場合によってはこれらを超えて一定の解決の道筋をつけていくことこそが政治家としての使命だと考えております。

私が政治家としての自分自身に求めているのは、情熱、判断力、そして責任感であります。まず、情熱とは、何事にも熱意を持って取り組むことで、その源泉には怒りや不安があることもありますし、誰も取り上げなかったことをあえて取り上げることに、これが必要になることもあると考えております。そして判断力とは、この燃える情熱を支えるための冷静な思考のことで、論理性

や合理性、そして法的妥当性などを検証する力のことであると考えております。さらに責任感とは、これらがひとりよがりとならないため、顕在化していないものも含めた現実の社会問題に真剣に向き合い、これらを解決すること、すなわち結果に対して責めを負っていると認識することだと理解をしております。

私は、こうした職業としての政治についての認識を持ちつつ、どんな挫折にもめげずに、それにもかかわらずと言い切りながら、あたかもかたい岩にじわじわと穴をくり抜いていくように、むつ市の諸課題について果敢にチャレンジし、結果を出していく政治家を目指していきたいと考えております。その結果、いつの日か、その姿を見た子供たちの中から政治家を志す者が多く出てくるように振る舞い続けることこそが私の政治家としての進む道だと考えております。

次に、市長の政治姿勢について、ご質問の2点目、メディアへの取り上げる頻度を意識しているのかについてお答えいたします。むつ市総合経営計画において、市民協働のまちづくりを目指すことが市政運営の軸に据えられています。このためには、市政に関する市民の皆様との理解と共感が必要不可欠なことであり、市では広報むつを初めとする各種広報手段を駆使し、市民の皆様に対して市政をご理解いただくための広報活動を実施しております。

しかしながら、こうした活動にも一定の限界があり、広く市民の皆様にご協力が不可欠となります。とりわけ新聞やテレビなどといったいわゆるマスメディアの役割は大きく、どのように報じていただくかが政策に対する市民の皆様との理解と共感に大きな影響を及ぼすことは言うまでもありません。

市としては、毎月1度の定例記者会見、その後

の記者懇談会、適宜行う臨時会見などを通じて、政策の意図を伝える努力をしております。また、私のスケジュールも全て原則としてオープンにしておりますので、その取材に対しては惜しみない協力をさせていただいております。また、テレビ番組への出演や雑誌の取材などについても、積極的に参加しております。

議員お尋ねの頻度について意識しているかについてであります。私は頻度は結果であって、むしろ意識しているのは、その質についてであります。すなわち新聞やテレビなどで発表あるいは取り上げられた政策が正確に、かつ市民の皆様等の共感を得るような伝わり方となっているかについては、特にこだわっていると思っております。

具体例を申し上げますと、先週地元紙で「砕氷研究船新造へ」との記事が掲載されました。その中には、我がむつ市を母港とする海洋地球研究船「みらい」の将来的な廃船についても記載されています。この事実に対して私自身のとり得る選択肢は、まずは2つありました。何も決まっていないということから取材を断るか、あるいは取材を積極的に受けるかということになります。先ほど述べた観点から、もちろん積極的に取材を受けるほうを選択しました。そして、取材を受けた際に、「みらい」廃船を中心に据えたコメントとして発するのか、あるいは北極観測船の可能性について言及するのか。私は、多くの方々の共感を得るためには、常に現状を肯定しつつ、前向きなコメントを心がけております。

船は、いつかは廃止されます。今後継続してむつ市が日本の海洋開発の拠点となって新しい船を呼び込むことを市民の皆様と推進していくためには、むしろ積極的なコメントが求められると判断しました。まして新観測船の母港誘致合戦が始まることも予想される中で、他の自治体に先駆けて、我々むつ市が第1候補であることも示す必要があ

りました。結果として、北極観測は新しい海洋開発の分野で日本が海洋大国の威信をかけた取り組みになる、むつ市が新船の拠点となる可能性もある、新船の建造を大いに期待し歓迎したいという内容の私のコメントが新聞に掲載されておりました。読んでいただいた市民の皆様を初め読者の方は、「みらい」の廃船ということよりも、むつ市発で何やらすごい取り組みが始まるのかと思っていただけたらと思っています。そこには、海洋科学研究拠点を目指すむつ市の新たな希望の明かりも見えます。

なお、このコメントを発するに当たっては、この直前に海洋研究開発機構に理事長を訪ね、事実関係を整理し、正確にお伝えするための新船の今後のあり方についての議論を踏まえたものであります。

ちなみに、昨年度1年間でむつ市の政策などが新聞各社の記事に取り上げられた件数は約520件となっており、毎日必ずどこかで取り上げられている状況であることを申し伝えます。これらは、むつ市の政策が取り上げられているものであります。その頻度としては、取り組みの制度に比してまだまだ不十分だと思っています。今後も研さんを重ね、全国の中でも単に目立つだけではなく、最も輝いている自治体として誇れる優良事例や、洗練されたコメントを積み重ねていきたいと思っています。そして、そのことによって、市民の皆様を初めとする方々の市政への理解が深まり、また共感を呼ぶことで新たなネットワークが構築され、さらなる市政発展につながるという好循環を形成していきたいと考えております。

なお、最近の話題では、地方創生の取り組みの一環として始めた大湊海自カレーがNHKの全国放送となり、さらに英語版、中国版でそれぞれNHKワールドで世界配信されておりますので、この際ご紹介申し上げます。

次に、市長の政治姿勢についてのご質問の3点目、次の市長選挙でのキーワードについてお答えいたします。キーワードについては、そのときのひらめきによるものと考えております。アイデアというのは、浮かんでは消えるものですし、緊張と弛緩の間で、あるときにひらめくものであると考えております。このことは、一つ一つの政策の中でも重要視していて、先ほどの答弁にもあったとおり、テレビや新聞などの私のコメントに集約をされております。

たとえ話として1つ紹介をさせていただきます。先般新生児訪問の新たな事業として、「こんにちは赤ちゃん号」がデビューいたしました。これは、市公用車に「Hello Baby」というキーワードとともに、ムチュランファミリーの赤ちゃんがコウノトリならぬアゲハに運ばれてくるという物語をラッピングしたものであります。有限会社むつ車体工業様の50周年を記念した寄附事業として実現をいたしました。

ある晴れた日の朝、私は公務のため市内を公用車で移動していたところ、別々の霊柩車と2回遭遇いたしました。いつもそうしているのですが、どなたかわかりませんが、亡くなられたのは市民の方であると思いますので、その生前に敬意を表し、すれ違いざまに頭を下げました。しばらくして、市役所に入る手前のガソリンスタンドで、とても古めかしい軽自動車に「こんにちは赤ちゃん号」と今にも消えそうなペイントで小さく書いてありました。これを見て、少し悲しい気持ちになり、お山に行ってしまった大切な人を弔う仕組みはあるのに、生まれてくる新しい命を祝福する仕掛けがないのは、揺りかごから墓場までを預かる市としては残念だとの思いに至りました。そして、何かのきっかけで公用車をラッピングして新しい命を祝う、祝福する仕組みをつくることをひらめきました。

ところが、残念ながら、この市の財政状況であります。簡単には実現しないと思っておりました。ただ、ある日の夜の会合のご挨拶で今のお話をしたところ、たまたま居合わせた同社の社長様から、自分の孫のところにも市の保健師さんが来てくれて寄り添ってもらっていて助かっている、会社の50周年に合わせて車両を寄附したいという申し出がありました。

この事業は、まずは歴代の市の保健師の赤ちゃん事業にける情熱と努力があり、これを酌み取ってくれた市民の方がいて、私の挨拶がたまたまでありますけれども、これをつなぎ、最終的にはこれまでの新生児訪問と赤ちゃん事業が縦割りを排除して統合されたということ、少子化の今こそ赤ちゃんが生まれてくることを地域でお祝いしようという気持ちを持つことの大切さを日常的に意識することができ、何よりも車両を見た市民の皆様を笑顔にする取り組みになってくれていると自負しております。

先月26日は、寄贈式が行われ、そこで私はこれまでのストーリーを凝縮するキーワードとして、あるときにひらめいた「霊柩車には敬意を、赤ちゃん号には祝福を」という言葉を準備して臨みました。しかし、残念ながら区割り変更に伴う衆議院議員の事務所開きと日程が重なり、新聞社2社のみ参加にとどまり、現時点ではこのキーワードが日の目を見ておりません。

一方で、今この車両は赤ちゃんとお母さんのために市内を駆け回っていますので、いずれそこで発せられる予定だったキーワード以上の効果もたらされることを期待しております。

そして、この例からもご理解をいただけるように、より大切なことは、キーワードよりも各種政策を通じて、いかに市民の皆様に寄り添っているのか、そして時代を突き抜けていく新しい風のような存在になれるのだろうかということだと思っ

ております。そこには、4年間のしっかりとした実績も必要だと思います。したがって、共感を得るキーワードも必要とは考えますが、それ以上にどれだけ市民の皆様に寄り添い、後世に続いていく画期的な政策を実施できたかのほうがむしろ重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市長の政治姿勢についてのご質問の4点目、無投票選挙についてお答えいたします。むつ市では、若い世代の市政への参画と市民協働のまちづくりを推進することを目的として、高校生元氣ふるさとアイデア選挙という事業を実施しており、ふるさとに誇りを持ち、元気に暮らしていくために役立つアイデアを募集し、投票により市民政策提案となり得るアイデアを選ぶといった取り組みを行っております。これは、平成28年から18歳に有権者年齢が引き下げられたことを受け、高校生に政治的な関心を持ってもらうため、主権者教育の一環として選挙管理委員会の協力を得て、模擬投票により当選アイデアを決定するといったものであります。

まず、市政に関心を持つ市内高校生を集め、ワークショップで市の未来について語ってもらい、政策を考えてもらうことから始めます。その次に、この中ですぐれた提案を選ぶため、各校に本物の投票箱及び記載台を設置し、実際に投票行動を経験してもらいます。最終的には、その中で選ばれた数事業について、私やまちづくりコーディネーターの方々の前で高校生にプレゼンをしてもらい、グランプリを決定します。このグランプリに選ばれた政策については、高校生の協力のもと、何らかの形で実現するという内容のプロジェクトで、アイデア選挙はことしで3年目の開催となります。

初年度の最終アイデアは、市内3校合同文化祭を開催し、むつ市ににぎわいとPR効果をという

内容でしたが、その実施に向けてはまさかり高校 SMILE Project 実行委員会を組織し、高校生自らがかわり進めたものであります。

市内3校合同文化祭は、最終的には商工会議所が主催する食の祭典のステージで吹奏楽部の合同演奏、軽音楽部の演奏などが行われ、大変なにぎわいだったと伺っております。

この一連のプロジェクトの中で、今年の田名部高校定時制の生徒の皆さんが投票する場面を観察に伺い、その生徒の皆さんの前で、選挙における投票の重要性について、次のようなことを私は述べました。「ふだん勉強や部活動、そして恋愛で忙しい皆さん自身のかわりに皆さんのことを決める人が政治家です。したがって、ほとんど皆さん自身だと思わなければいけない人が政治家で、それを決める唯一の手段が投票です」。これ以上長いお話もしましたが、その部分だけをまとめると、このようなお話をさせていただきました。これは、民主主義の本質である統治者と被統治者の同一性の概念を簡単に表現したもので、投票の価値を述べているものであります。

そして、現代における選挙は、こうした代表選出の機能に加えて、政策選択の機能も有するものとされているため、全ての政治家が選挙を通じて選ばれることが好ましいことは言うまでもないことだと理解しております。

一方で、もう少し奥行きを持って現代の民主主義を考えれば、選挙そのものも市民の皆様を選択ですが、選挙に至る過程についても市民の皆様の選択であるとも言えるのではないのでしょうか。

したがって、被選挙人の擁立などを行うことも市民の皆様の活動の一つであることを鑑みれば、どなたも投票されない、またはどなたも擁立されていないといういわゆる無投票という選択ですら民主主義の中の一つの行動原理としては許容されているものと認識しております。そのため、一概

にいわゆる無投票を否定的に考えることも、捉えることも、非民主主義的であるとも考えられるのではないのでしょうか。

次に、政治姿勢についてのご質問の5点目、支援市議団結成の動きについてお答えいたします。答弁の冒頭で、「政治とは」ということで、流動性の高いそれぞれの社会問題に対応して意思決定を行い、これらを解決するための行動をしていく活動とさせていただきました。また、デイヴィッド・イーストンの定義する希少資源の権威的配分という政治の本質的な機能に対するアプローチが必要であるとも言わせていただきました。

私と市議会議員の皆様は、それぞれが全市民の代表として、この点で言えば、価値観の異なり、それぞれ違った要望のある市民の皆様に向き合い、安定的な社会をつくるための活動をしているとも言いかえることができるかもしれません。そのときには、まさに我々にもそれぞれの視点と複眼的な視点が求められるのであって、独善こそが最も忌むべき状況になることは論をまたないところであります。

したがって、選挙に限らず、市政についての応援市議団の結成というものは政治結集そのものであり、より豊かで安定したむつ市を実現するうえで、市政運営にとって最も歓迎すべきものであると考えております。

私は、そうした応援していただく市議会議員の皆様と市議会での議論、あるいは日常的に市民の皆様のため率直な意見交換を行い、一定の方向性を共有しながら、車の両輪としてしっかりとかみ合って、市政を強力に前進させることも市民の皆様が望んでいることではないかと考えております。

次に、陳情や要望についてのご質問及び交通安全対策についてのご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 企画部長。

○企画部長（村田 尚） 質問事項の2点目、陳情や要望についてのご質問にお答えいたします。

市では、来庁、電話、手紙及びメール等によりさまざまな形でお寄せいただいております市民の皆様からのご要望等につきましては、むつ市広報広聴活動規則及びむつ市広報広聴活動事務取扱規程に基づき対応しているところでございます。具体的には、企画部市民連携課が相談窓口として一元的にお受けいたし、市民の声データベースシステムを活用して処理することとしております。

この市民の声データベースシステムには、市民の皆様からの要望や苦情等の処理、記録及びデータの管理をするものでありまして、システム運用の流れを定め、市の全部局に周知することで、適正かつ統一的な事務処理体制を整えており、むつ市総合経営計画における「広報広聴の充実」に基づく取り組みとして行っているところであります。

さらに、ご要望等の内容によっては、関係部署において現場の確認も含め、より詳しく状況を把握し、その対応等について検討することとなります。

こうした状況把握の過程におきまして、町内会長や行政連絡員の皆様から地域の実情を教えてください、効果的、効率的に事業を実施するためご相談をさせていただく場合もございますが、必ずしも町内会長の承諾、承認及び要望書などへの捺印を求めるものではございません。また、町内会長や行政連絡員の皆様との連携を密にし、地域の皆様の声をお届けいただく場として、町内会長と市長との懇談会や町内会イキイキふれあいトークン、おでかけ市長室を開催し、広報広聴機能の充実に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様からのご要望等を頂戴した際には、ご相談される皆様の気

持ちに寄り添い、どなたからでも、またどのような方法でのご要望やご相談でありましても、分け隔てのない誠意ある対応を常に心がけておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） 村中議員のご質問の3点目、サイクリングイベント「下北ロングライド」の交通安全対策についてお答えいたします。

下北半島ロングライドは、下北半島活性化のスポーツイベントとして、自転車愛好家を対象に下北半島ロングライド実行委員会が主催しております。下北半島ロングライド実行委員会は、NPO法人の代表や会社役員など民間の方々で構成されており、市は実行委員会に入っておりませんが、後援しております。

安全対策につきましては、実行委員会の大会実施計画及び安全管理要項に定められており、実施計画では走行時の隊列や交差点での運転方法、走行時の安全対策等が規定され、安全管理要項では、コース管理員の配置や医療体制、連絡体制等が規定されております。

また、参加者には、タイムを競うレースではないこと、交通ルールを遵守すること、危険箇所や交通量の多い場所、進路変更箇所では配置された警備員の指示に従うことなどの走行注意事項が記載された下北半島ロングライド必読書を配布し、安全対策を行っているとなっております。

今年度のロングライドで参加者と自家用車の接触事故がありましたことは非常に遺憾であり、安全対策を向上していただく必要があることから、実行委員会に対し参加者への安全対策の周知徹底を強化するとともに、市民の皆様に対しましても、下北半島ロングライドの周知を徹底し、市民の皆様から安全対策についてご理解とご協力を得られるよう強く要請してまいります。

また、市といたしましては、むつ市総合経営計

画の施策「広域連携による観光プロモーション」に基づき、年間宿泊者数の目標達成に向けて現在取り組みを展開しているところであり、下北半島ロングライドにつきましても、効果的な情報の発信に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 政治姿勢について、一括で再質問します。

3番のキャッチコピー等市長選での応援市議団の答弁、否定するところなく穏やかな肯定と申しますか、そういうことをされていますが、ラジオをお聞きの皆さんも、私もそうですが、継続という認識で捉えましたが、それでいいでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 現時点では、何も決まっていないということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 私が壇上で、立候補するかしないか聞かなかったのは、これは世の中の周知の事実であるということ、市長の行動を最高位にたたえて話をしましたが、実は一般論として、聞く場合には次のようなことを考えなさいということがあるのです。市民の評価が分かっている場合、市長にです、今は市長という立場ですから、市民の評価が分かっている場合、姿勢とかいろんなことがあって、そして2つ目が対立候補が存在する場合、長期政権及び高齢である場合、健康も含め環境が4年前と激変した場合、市長は、これに当てはまるものは何かございますか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 政治家というのは常在戦場でありますので、いつそのような状況になるかわからないということでありまして、またこれがきょうこの後そうなるかもしれないし、あしたそ

うなるかもしれないと、私はそのように認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 先ほどの答弁で何も決まっていないと。何も決まっていない、そしてあした何かあるかわからない。これは、無責任な答弁ではないでしょうか。なぜかという、それを考えたら、誰も市政なんか任せておけないし。私が聞いているのは、周知の事実として市長という立場をここまで引っ張ってこられて、今の4項目にも当てはまらないし、出ないという選択肢はないだろうという、そういう認識のもとで壇上の質問に立っているのです。それにあなたは真っ正面から答えていただいた。これは、誰しものが市長の継続ということは、あなたの腹の中で決まって答弁したと私は認識したのですが、それでよろしいですか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） さすがベテラン議員ですから、本当にいろんな変化球で、デッドボールを何度も受けているようなイメージがありますけれども、私としては全く矛盾している答弁をしているとは思ってなくて、少なくともこの4年間しっかり実績を残していくことが大切だということ、繰り返し述べておりますし、政治情勢というのはいつ変わるかわかりません。要するに、自分が仮に立候補するという環境が整うかどうかはまだ私には今の時点では申し上げられないということ、言っているだけであって、そのことは十分にご理解いただけるものと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） その環境は、いつ整うのですか。自分で整備しなければいけないし、周りの後援会が整備しなければいけないし、整っているではないですか。ここまでむつ市を引っ張って出ないという選択肢であれば、もっとちょっとたとえば話で言いますが、出ないという選択肢を選べば、

市民から損害賠償請求受けますよ。

あなたは、3年前の選挙で5つのむつ市の一番を標榜しました。では、お尋ねします。選挙の体制が、気持ちが固まるのと、これは達成したのでしょうか。お尋ねをします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） それでは、1つずつ丁寧に説明をさせていただきます。

まず、むつ市を元気で一番という項目ですけれども、むつ市経済の活性化に全力で取り組みますというふうなことを言わせていただいております。雇用を守り、次世代に新たな産業創造育成を実現しますという項目でありますけれども、この3年少しの間企業誘致という形では2件実現しましたし、今まさにビジネスコンテストということで創業支援の新たな取り組みも行っているところであります。また、昨年には商工会議所あるいはふるさと21財団という青森県の財団と連携をして、創業支援の新しい取り組みを始めたところでもありますし、また町なかでは「まちゼミ」ということで、これもまたむつ市の商店街の活性化というのでしょうか、そういう取り組みも行っております。そういうことも含めて、さまざまこの項目については今行っておりますし、ある程度の達成はしていると思います。

さらに、川内、大畑、脇野沢地区の活性化に全力で取り組みますということで、医療、道路等ということですが、医療、道路ということも含めて、例えば川内地区であれば下北ワイン、この支援を通じて産業の活性化、あるいは雇用の増大に努めているところですし、クラウドファンディングという新しい仕組みもつくって、その財政運営をフォローするような形のものもつくりました。

さらに、トップセールスでむつ市を売り込み、企業誘致を実現しますという中でいけば、これは

一番最新の取り組みでいきますと、名古屋で、中部圏で初めてむつ市のうまいPRをさせていただくという取り組みをさせていただきます。これは、一昨年から始めましたけれども、首都圏で実際に我々のものを持って行って、そしてレストランのシェフの方に料理をしていただいて、それをホテルあるいは旅館の方々が来て実際味わっていただいて、それを販路につなげていく、そういうような仕組みであります。首都圏で始め、関西圏で始め、いよいよ中部に進出すると。その取り組みは、今海を越えて台湾、そしてベトナムという展開も視野に入れているところであります。

一つ一つの項目をこうして挙げていくと、数限りない政策を実施し、実現に向けて努力をしているところであります。ちなみに、暮らしで一番という項目については、子供からお年寄りまで楽しく一緒に暮らせるむつ市を目指しますということで、こどもの国むつ市、子育て支援に全力で取り組みますというようなことが書かれていますけれども、キッズパーク、これを早々にオープンをさせ、このキッズパークの中ではさまざまなソフト事業を通じて子育ての支援をしているところでございます。

また、本日でありますけれども、市役所の中に授乳スペースを設置させていただいて、市役所の中で安心して授乳ができる環境も整えさせていただきました。

また、この項目の中にありますお年寄りが安心して快適に楽しく暮らせる社会を目指しますということでいきますと、高齢者のイベントとして各地で敬老会を開催させていただいておりますし、この敬老会についてはただ開催するだけではなくて、見守り活動などをしっかりとやらせていただくうえで、高齢者の方々にとってもいいまちにしていきたいということで考えています。

また、これは高齢者見守りネットワークという

ものも、今70事業者までその輪が広がっております。優しさでつながるまちということを目指して実現しておりますが、これは恐らく県内でも唯一このような取り組みをやっているのではないかと思います。

さらに、この高齢者の見守りネットワークということだけではなくて、認知症の方々は特に必要な見守りが必要ですので、その認知症サポート事業所ということで、認知症の方々が来るような事業所については、しっかりとした対応ができるようにむつ市からサポート事業をさせていただいております。

医療のさらなる充実、患者さんの利便性の向上ということで、むつ総合病院の待ち時間の問題が非常に今問題になっております。ただ、待っていただくだけではなくて、待ち時間をどうやって過ごすかということで、東奥日報のデジタルサイネージということで、待ち時間のストレスの負担の軽減ということをさせていただいておりますし、今回9月18日には弘前大学に赴いて、医師不足の解消についてしっかりと病院の先生方とご議論をさせていただく予定でございます。

また、むつ市を教育で一番ということですが、多機能体育館の建設を目指しますということで、目指しただけではなくて、しっかりとこの計画をつくり、きょうもたくさん議論させていただきましたけれども、財政に負担のないようにしっかりと国から交付金をいただく段取りを整えたうえで、今進めてございます。

さらに、英語を初めとする外国語教育の充実を図りますということで、保育所や幼稚園で今むつ市に来ている国際推進員というものを活用してやらせていただいております。

ここまでで全体の恐らく100分の1ぐらいですけれども、残りの時間ということもありますので、これぐらいにさせていただいておりますが、かな

り我々今職員一丸となって、しっかりとした市の運営をしていただいておりますので、無責任だという批判は当たらないのではないかと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 政策に無責任だと言っていないです。これだけの答弁をしておきながら、そっこのほうの、出ないということの無責任ですからね、勘違いしないでください。

別に私は、言いませんけれども、とある政党でもないし、あなたのことをああでもないこうでもない、失政だとか、あることないこと言っているのではないですから、答弁を長くして質問させないように、誰かと一緒にしないで。ですから、今言ったことにボリュームアップして付加価値をつけて、どんどん進化させていくのが市長の務めでしょう、その若さとその胆力で。進化させていけばいいのではないですか、来年も再来年も。答弁をお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。1時間という規定の時間がありますので、そろそろ要約して答弁をお願いします。

○市長（宮下宗一郎） はい。

済みません、質問何でしたっけ。

（「進化させて、来年も再来年も進化させて、ボリュームアップしていったらいかがですか」との声あり）

○市長（宮下宗一郎） なるほど。お答えいたします。

先ほど政治情勢ということで、市民の評価が分かっているか、あるいは対立候補がいるか、長期になっているか、健康であるかというお話で議論があったと思うのですが、このこと自体が、やはりいつそうなるかわからないという環境にあるというのが政治家だというふうに私答弁させていた

できました。そして、政治家というのは、私が言うのもなんですけれども、始めた瞬間から、やっぱり終わりのことを考えていかなければいけないと思っています。万が一ですよ、万が一、自分よりも若くて優秀で、このむつ市のために立つ人間がいれば、私はその方を応援する立場にその際いると思っています。

○議長（浅利竹二郎） 村中議員、規定の時間が近づいておりますので、ご協力をお願いします。

○20番（村中徹也） 市長の政治生命の中で、市長の姿勢を見て政治家になる人がふえればいいなと、そういったことで将来の政治家像を目指しているとありますが、それは、だったらいつまで、どのステージで市長は見せるということですか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） やはり政治家ということでいきますと、先ほど冒頭で申し上げました情熱、責任感、そして判断力、これをしっかりと突き詰めて、あるいは磨きをかけていくということでもありますので、私は政治家というのは何になるかということではなくて、何をなすかだというふうに思っておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 村中議員、そろそろまとめてください。

（「まとめる、書類を」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 村中徹也議員、どうぞ。話をまとめてください。

○20番（村中徹也） 市長、もし出るとすれば、議員団の支援議員団も、議長経験者の間で話がされていますし、そして市民の思いというか、私の周りの、私の答弁の質問の思いもわかっていると思いますので、最後に一言よろしく申し上げます。その気持ちにどう応えるか。よろしく申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 村中議員を初め、本当にそうした応援をしていただける方々の思いというのは非常に重く受けとめておりますので、しっかりとしたタイミングで判断させていただきたいと、このように考えております。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） これで私村中徹也の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、村中徹也議員の質問を終わります。

ここで、午後3時5分まで暫時休憩します。

午後 2時53分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎会議時間の延長

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

### ◎横垣成年議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 本日の最後を務めます日本共産党の横垣でございます。むつ市議会第233回定例会に当たり一般質問を行います。市長を初め理事者におかれましては、前向きのご答弁よろしくをお願いいたします。

さて、8月29日付の新聞に、日本の食料自給率の記事が掲載されておりました。それによりますと、2016年度の日本の食料自給率が前年比1ポイント減の38%と1993年の37%に次ぐ史上2番目の

低さでございました。安倍政権は、2015年に改定した食料・農業・農村基本計画で自給率目標を50%から45%へ引き下げました。2022年度に50%の目標は高過ぎるとして、2025年度に45%を目指すとしたのであります。その中で、2010年度から39%で横ばいを続けた自給率がさらに低下したことは、安倍政権が自給率向上の課題をいかに軽視しているかを示すものであります。食料を容易に輸入できる状況は、いつまでも続きません。

国連食料農業機関（FAO）は、世界人口が91億人に達するとされる2050年までに世界の食料生産を70%増産する必要があるとしております。ある試算によると、日本の食料輸入に伴う二酸化炭素の排出量が年間1,690万トンに上ります。食料輸入は、またその分を国内で生産した場合に必要な水も輸入しているに等しく、日本の場合、その量は年間約627億立方メートルと推計されております。日本は、食料輸入によって他国の農地や水資源を横取りし、二酸化炭素を放出しているに等しいのであります。

日本には、温暖多雨の自然やすぐれた農業技術の蓄積など、農業を多面的に発展させる条件があります。その日本が食料を自給し、他国の農地や水資源に負担をかけないことは、国民への食料安定供給の保障だけでなく、国際貢献にもなりますという記事でございました。日本の農林水産物の輸入額は、2015年には9兆5,200億円に達し、世界一の農産物純輸入国となっております。日本が食料自給率を早期に50%にし、さらに70、80、100となることを願い、一般質問に入ります。

質問の1点目、福祉行政のうち、第7期介護保険事業計画や介護保険料などについてでございます。

1として、現状から第7期はどの程度サービス需要がふえる予想であるのか。また、介護保険料についてはどのような予想であるのか。

2、介護保険料値上げを抑えるためにむつ市はどのような努力をしているのか。

3、現在全国の3割ほどの自治体が介護保険料についての自治体独自の減免制度を実施しております。また、介護サービス利用者への助成を実施している自治体もあります。例えば北海道の小樽市は、国が指導している3つの要件の範囲内で独自の減免を実施しております。埼玉県のある市は、3つの要件の範囲を超える独自の減免を実施しております。しかし、国・県からのペナルティーはないそうでございます。埼玉県の蕨市は、介護サービス利用者負担軽減助成を実施しております。むつ市は、介護保険料について、低所得者層へのさらなる配慮を考えているのか。低所得者層のためのむつ市独自の介護保険料減免制度を実施する考えはないのかお聞きをいたします。

福祉行政のうち、むつ市独自施策サービスについてでございます。むつ市独自施策サービスについての考え方と予算総額をお聞きいたします。

質問の2点目、リサイクル燃料貯蔵株式会社RF S社への土地貸し付けについてでございます。貸付料についてです。貸付料、年間約316万円の根拠と当地の資産価値をお聞きいたします。

次に、土地転貸についてでございます。市内の一業者への転貸を許可した経緯をお聞きいたします。

質問の3点目、財政について。財政中期見直しについてでございます。

1として、財政中期見直し2017の3ページには、財政健全化においては財政収支の悪化または財政構造の硬直化が懸念されている現状から脱却し、臨時の財政需要に対しても余裕を持って対応できる弾力性のある財政構造が実現していることを目指すとあるが、健全化判断比率にするとどのような数値となるのか。

2、シミュレーションでは、新体育館はどのよ

うな位置づけになっているのか。

3、財政健全化の目標の(2)の財政調整基金は幾ら積み立てるのか。(3)のむつ総合病院に対する債務負担行為の履行、(4)、大畑診療所の資金不足解消、(5)、国保特別会計の赤字解消の履行、解消の予定はいつなのか。

4として、健全化判断比率の目標数値はあるのか。

5として、通常の財源対策の実施で、平成33年の約9億円の赤字は解消するのかお聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(浅利竹二郎) 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) 横垣議員のご質問にお答えいたします。

福祉行政についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とします。

次に、リサイクル燃料貯蔵株式会社への土地貸し付けについてお答えいたします。本件につきましては、平成25年3月、むつ市議会第215回定例会におきまして、旧庁舎跡地の利活用計画についての一つとして行政報告をさせていただき、議会の皆様のご理解をいただいたものと認識しており、昨年9月にリサイクル燃料貯蔵株式会社と賃貸借契約を締結したところであります。

また、ご質問の1点目、貸付料につきましても、平成28年9月、むつ市議会第229回定例会、議案第51号 平成28年度一般会計補正予算の本会議でのご審議におきまして、予算措置を御議決いただいたところであります。このご審議の中で、中村正志議員からの貸付料の算定根拠についてのご質問にお答えしており、同様の答弁となりますが、ご質問の2点目、土地転貸についてとあわせまして、詳細につきましては担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、財政についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

○議長(浅利竹二郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(瀬川英之) 福祉行政についてのご質問の1点目、第7期介護保険事業計画や介護保険料などについてお答えをいたします。

市では、本年8月に平成30年度から平成32年度を期間とする第7期介護保険等事業計画について検討する介護保険事業等策定委員会を医師会、薬剤師会、介護保険事業者、各地区の老人クラブ等各種団体から推薦された委員の皆様により組織し、検討の準備を始めたところであります。議員ご質問の介護保険サービスの総量の見込み、介護保険料の額については、その推計作業を現在行っている最中でありますので、具体的な数字についてはお答えできる段階にございません。

しかしながら、むつ市に限らず全国的な高齢者人口の増加に伴い、サービスの利用者が増加となること、介護給付費に対し、50%を負担する65歳以上の第1号被保険者及び40歳から64歳までの第2号被保険者の負担割合の変更により、第7期から介護保険料を納付する第1号被保険者の負担が1%増加すること、介護職員の処遇改善加算制度による給付費の増加が見込まれることなど、第7期における介護保険料に影響する要因は多いものと考えております。

次に、介護保険料の増額を抑えるためにどのような努力をしているのかについてであります。介護保険料の増額の最大の要因となる介護保険給付費の増加を抑制するための事業として、むつ市総合経営計画の主要計画であります「介護保険制度の円滑な運営」のため、むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき適正な介護サービスの利用の促進を目的とした給付費適正化事業であります要介護認定の適正化ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合、縦覧点検、

介護給付費通知の主要5事業を実施しております。

また、長期的な視野から介護給付費の抑制を図るため、高齢者の生活機能の維持や介護予防に関する知識の向上のため、元気はつらつ運動教室や介護予防セミナー等の各種事業を実施しているところでもあります。

次に、介護保険料について、低所得者層へのさらなる配慮を考えているのか、低所得者層のためのむつ市独自の介護保険料軽減策をつくる考えはないかについてであります。市では介護保険料の基準額に対し、国で示した9つの所得段階の基準を設け、低所得者層である第1段階は基準額に対し50%の額とし、平成27年度からは国、県、市の負担により、基準額の45%に減額する軽減策を講じているところでもあります。

その軽減策の平成28年度の実績では、対象者4,963人、年額で1人当たり3,600円、総額1,785万2,400円となり、そのうち市の負担分は446万3,100円となっております。

議員ご質問の市独自の軽減策についてですが、軽減額を制度化した場合には、その軽減分は介護保険料にはね返ることになり、結果的に介護保険料を納めるほかの被保険者の負担になることとなります。また、その軽減分を一般会計の繰り入れにより実施した場合、国から示されております保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の減免、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを行わないという介護保険料減免に関する3原則に反すること、介護給付費の12.5%を法定の繰入金として負担している市民に対し、さらに負担を求めることとなります。したがって、介護保険料については、市独自の軽減策を講じることなく、これまでどおり被保険者の皆様に応分の負担をしていただく方向で考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、福祉行政についてのご質問の2点目、むつ市独自施策サービスについてお答えをいたします。まず、高齢者に係る独自性のあるサービスとしては、むつ市総合経営計画の主要計画であります「介護予防・生活支援サービスの充実」に基づく取り組みといたしまして、高齢者の日常生活を支援するサービスとして外出支援サービスや除雪サービスなどがありますが、平成29年度の当初予算額は、各種事業合わせまして5,312万5,000円となっております。

また、市民に生活上の安心を与えるサービスとして、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、優しさでつながるまち、地域で高齢者をさりげなく見守る体制として高齢者等見守りネットワーク事業を実施しております。この事業は、平成27年3月に高齢者と接する機会の多い新聞販売事業者、水道、ガスのライフライン事業者、宅配関係など、42事業者とみんなで見守る協定を締結し、現在では旅客事業者、運送会社、保険会社など計70事業者と協定を結んでおります。

実績といたしましては、平成26年度に3件、平成27年度は5件、平成28年度1件、そして平成29年度は現時点までに1件の通報を受けており、早期発見による状況の悪化を防止できたと考えているところでもあります。

さらに、本年8月には認定された事業所が高齢者に優しい事業所であることをお知らせするために、高齢者見守りネットワーク事業所ステッカーを作成し、ステッカー配布のため、市内の協定締結事業所を訪問して、日ごろの感謝の意を伝えるとともに、今後の継続した見守り協力をお願いし、見守り体制の充実を図っているところでもあります。

認知症の施策といたしましては、認知症高齢者への理解や知識を深めるための取り組みとして、

本年4月にエーザイ株式会社と認知症とともに生きる地域づくりに関する連携協定を締結し、認知症の理解促進、早期発見、治療など、認知症の人が安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めるための取り組みを共同で行っているところであります。

また、認知症の方を地域で支え、見守る認知症サポーターをふやしていくために、本年1月にみちのく銀行株式会社とむつ市認知症サポート事業所認定事業に関する協定を締結し、従業員の半数以上が認知症サポーターとなることで、認知症サポート事業所と認定される事業を実施しており、むつ警察署を初め市内金融機関、電力会社等16事業所が認定をされております。

また、徘徊などがある方を事前に登録し、行方不明になった場合、早期発見につなげる認知症徘徊SOSネットワーク事業、通称「おかえりネット」を高齢者等見守りネットワーク事業の中で実施しており、これまでに2名の方に登録をいただき、こちらも高齢者に対する地域力を高める事業として展開をしているところであります。

子育て支援に係る独自性のあるサービスとしては、むつ市総合経営計画の主要計画であります「子育て環境の整備」に基づく取り組みとして、生後4カ月までの乳児家庭全戸訪問などの地域子ども・子育て支援事業として1億412万2,000円、子育て拠点施設「ムチュ☆らんど」運営事業が861万円となっております。

今後におきましても、少子化、高齢化、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加等によるニーズを的確に捉え、地域の実情や財政面等も勘案しながら、サービスの充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 次に、リサイクル燃料貯蔵株式会社への土地貸し付けについてのご質問の

1点目、貸付料についてお答えいたします。

まず、貸し付けの目的は、同社の社員寮の建設であり、貸し付け面積は旧本庁舎跡地のうち4,779.94平方メートル、貸付期間は平成28年9月1日から平成78年8月31日までの50年間、貸付料は年間316万円9,140円であります。貸付料の積算根拠ではありますが、普通財産の貸付料につきましては、むつ市財務規則第149条に「適正な評価額によるものとする」と規定されているところであります。本件の場合、建物の所有を目的とした賃貸借であり、その期間も長期となりますことから、地上権的要素も勘案し、税務上適切な価格とされ、相当の地代として用いられる相続税評価額の6%で貸付料を決定したところであります。

なお、評価額は変動いたしますので、変動があった場合は見直すこととしております。

また、当該土地の資産価値についてであります。相続税評価額を参考にいたしますと、相続税評価額は地価公示の8割となっておりますことから、1平方メートル当たり1万3,812円であり、これに貸付面積を乗じますと、全体で6,602万531円となります。

次に、ご質問の2点目、土地転貸についてお答えいたします。当該土地を市がリサイクル燃料貯蔵株式会社に賃貸し、同社が市内の不動産会社に転貸することを許可した経緯につきましては、まずリサイクル燃料貯蔵株式会社から経費の平準化及び維持管理の専門性の観点から、社員寮建設は市内の不動産会社に依頼し、その建物を不動産会社から賃貸する方法を進めたいとの説明がございました。このため、土地につきましては、両者間で無償による土地主要貸借契約を締結し、転貸する必要性が生じたところであります。市といたしましては、経費の平準化及び社員寮の土地建物の一体的な管理を目的として、専門性や経験を有する不動産会社に転貸がなされることには合理性が

あるとの判断から、当該土地の借り主をリサイクル燃料貯蔵株式会社とし、市との賃貸借契約と同時に転貸を許可したものであります。

次に、財政についてのご質問、財政中期見通しについてお答えいたします。まず、財政健全化の具体的な数値についてであります。むつ市総合経営計画では、財政の健全化における目指すべき姿として財政収支の悪化、または財政構造の硬直化が懸念されている現状から脱却し、臨時的財政需要に対しても余裕を持って対応できる弾力性のある財政構造が実現しているとしております。

具体的には、平成33年度までに財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率を3カ年平均で94.9%まで改善すること、また持続可能な財政運営のための財政調整基金を10億円まで積み立てることを目標に掲げております。今回の財政中期見通しにおきましても、総合経営計画の目標達成や、財政健全化に資する数値を意識したものとなっております。

次に、今回の財政シミュレーションで新体育館整備事業をどのように見込んでいるのかについてであります。シミュレーション上の概算経費となりますが、歳出では普通建設事業費として平成29年度に6,600万円、平成30年度に12億円、31年度に30億円を、物件費として施設の維持管理費を平成33年度以降に1億円のほか、後年度の負担となる公債費を計上いたしております。

また、歳入では市債として平成29年度に6,100万円、平成30年度に10億円、平成31年度に26億円を、国庫支出金として平成30年度に1億円、平成31年度に3億円を計上しております。

次に、財政健全化の目標として掲げている6項目のうち、財政調整基金の積み立て、むつ総合病院に対する債務負担行為の履行、大畑診療所の資金不足解消、国民健康保険特別会計の赤字解消及び財政健全化判断比率の改善について、それぞれ

目標とする数値、年度はあるのかについてであります。

まず、財政調整基金につきましては、平成32年度末残高で10億円を確保すること、むつ総合病院に対する債務負担行為の履行につきましては、平成34年度までに残り約29億5,000万円を履行すること、大畑診療所の資金不足につきましては、平成28年度末で約5億円となり、平成30年度までに解消すること。国民健康保険特別会計の赤字につきましては、平成28年度末で約1億8,000万円となり、今年度末で解消することとしております。

次に、財政健全化判断比率の目標値についてであります。まず実質公債費比率につきましては、むつ総合病院に対する債務負担行為の履行に注意しながら18%未満に抑えること、将来負担比率につきましては、むつ総合病院に対する債務負担行為の履行による改善基調を維持し、平成33年度で160%台を目標としております。

次に、通常の財源対策で平成33年度に想定される収支不足額約9億円を解消できるのかについてであります。財政の健全化なくしてむつ市の将来はありません。職員一人一人が最少の経費で最大の効果を上げるという財政経営の基本に立ち、全ての事務事業について先例や既得権にとらわれることなく向上的な見直しを続け、財源対策項目を実行することで収支不足が懸念されている状況は改善されるものと認識いたしております。

また、今後市民の皆様は何らかのご負担をお願いすることもあるかと思いますが、将来世代への積み残しはしないという不退転の決意を持って取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解を賜ります。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 順番に再質問させていただきます。

まず、介護保険についてでございますが、介護保険料の値上げが予想されるというような表現はなかったのですが、サービス需要がふえているとか、高齢者がふえている、そういうふうな表現で、私としては何となくまた介護保険料が値上げされるのかなというふうな感じの答弁と受けとめました。それで、厚生労働省のほうも、そういう試算をしております、将来の保険料の見込みということで、それによりますと2020年度では6,771円、これは全国平均です、というふうに予想して、2012年、2014年度の1.36倍。制度発足時の2.3倍になる。さらに、いわゆる団塊世代が全て75歳以上になる2025年には8,165円、全国平均で。こうなると、2012年から2014年度の1.64倍、制度発足時の2.8倍に膨らみますという予想をしております。多分むつ市も、この予想のとおり状況になるのかというふうに思うのです。

この介護保険料の増加というのは、当然介護費用が膨張することを意味すると。介護保険の財源というのは2分の1を公費、国が4分の1、都道府県と市町村が8分の1ずつ、そして残りの2分の1を利用する人たち、保険料で賄っているというふうな形が結局こういう保険料の値上げになっているということになっておりますが、我々はこういう2分の1をそもそも保険料でやろうということ自体が保険料の負担増になっているということで、この2分の1をもっと少なくしてくれというのは国のほうに十分要望を出さなくてはいけないし、そういう要望をしているということも紹介はさせていただきます。

国が今4分の1しか負担していない。これを4分の2とかというふうに国がもっと負担してくれると、大分利用する方の負担が軽くなる。というふうな方向に持っていくように国のほうに働きかけていきたいなと思っておりますから、そもそもこの考え方自体が負担増になっているなというの

は指摘させていただきます。

そこで、ちょっと市長のほうにお聞きしたいのですが、やはり制度がこういうふうになっているものですから、今すぐ変えろというのは無理なのですが、今でさえかなり負担が大変だというふうに言っている方がいるし、少ない年金で本当に一生懸命負担してもらっているというふうな状況の中で、さらに第7期が保険料の引き上げというふうになれば、かなり厳しいなと思うのですが、そういう状況についての市長の見解をお聞きしたいなというふうに思うのですが、よろしく願います。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 横垣議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、現在第7期の計画の期間中に係る介護保険サービスの総量の見込み、それから介護保険料の額について、現在その推計作業を行っている段階でありますので、具体的な数字等は、断定するようなお答えというのはできないような状況にあります。

介護保険料につきましては、被保険者の皆様の利用した介護サービスの総量に基づいて算定されるものでありますので、今後計画を策定していく中で、真に必要なサービスにより、その総量が増加すると推計される場合には、支え合う、助け合うという互助の精神に成り立っている介護保険制度を維持していくためにも、介護保険料の応分の負担をお願いしなければならないものと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 今審議してもらっているということでございますが、この答申を受けて、やっぱり提案するのは最後市長になるのですよ。ですから、またその提案するときに、また審議の中で

もいろいろ市長の一言というのはそれなりに重要視されると思いますから、できればそういう場がありましたら、市長としてはなるべく努力してくれというふうな一言を述べてもらいたいなのを市長のほうには要望させていただきます。

それで、次の質問でございますが、同じ介護で、市独自の介護保険料減免制度を実施してほしいというふうに提案しましたが、現状どおりでいくというふうな答弁でございました。残念でございますが、その後にもつ市はいろいろ独自のサービスを実施しております。先ほど1億幾らとか五千幾らで高齢者の見守りとか、そういう独自のサービスをして、本当に市民の幸せだとか、喜びをかなり受けられる、そういう事業をしております。その一つとして、また要望の大きいのが、この低所得者層だとかという人たちの介護保険の負担、かなり負担が大きいということで、そういうところの独自策というのもぜひとってもらいたいなということで、私のほうは壇上で要望いたしました。

大体全国の3割ぐらいの自治体が、3つの要件の範囲内で9割方ですか、独自の減免制度を実施しているのは、その要件の範囲内でまた9割方が実施していると。答弁にあったように、確かにその実施した分はまた保険料になって負担増になるというふうなこともありました。その大体3割ぐらいの自治体が、そういうことを前提として、やはり低所得者層に配慮した独自の制度を実施しているので、ぜひむつ市の独自のサービスの一環としてそういうことも実施してほしいなと。全国の3割が実施しております。

なぜこういうことを自治体にやってほしいかという、乳幼児医療費無料化というの、これ国が最初やっていなかったのです。ところが、各自治体のほうで、小学生まで入院、外来を無料にする。それがばんと全国でほとんどの自治体を実施した。それに対して国がペナルティーかけてくる

のです。ところが、全国の自治体がほとんど実施しているものだから、ペナルティーかけた意味がなくなって、今そういうのも解除するような動きまで、結構自治体が住民との接点なわけですから、こういういいことをどんどん先行してやっているのが全国の状況で、乳幼児医療費の無料化というのは全国に広がってきていると。今国もそれに動かされて、本当は国がやらなくてはいけない制度だというふうな認識になっているというふうに変ってきておりますので、この介護保険制度自体も下からボトムアップ方式で、私はぜひ市長が変えていくような先頭に立ってほしいなというふうに思っております。そういう意味では、低所得者に対する独自の軽減というのを切望している市民はかなりいると思います。

そこで、再度お聞きしたいのが、第1号被保険者というのが、先ほど4,963名というふうに答弁したのか、そこも確認ですが、第1号被保険者の中で、第1段階の被保険者数は何人いるのか。そしてまた所得が、そこの中の区割りをもう少し細かくして人数を教えてくださいなと。第1段階の被保険者数は、この第1段階というのは所得が80万円以下の方、例えば15万円以下が何人だとか、15万円から30万円が何人だとか、もう少しその区割りを細かく分析して、それぞれの被保険者数をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 横垣議員の質問にお答えをいたします。

介護保険料第1段階の収入の区分でありますけれども、こちらのほうは障害年金や遺族年金を除く課税年金収入額が80万円以下の方が対象となります。私どもの区割りでいきますと、平成29年8月現在で15万円未満の方は868人、15万円以上30万円未満の方は386人、30万円以上50万円未満の方は1,541人、50万円以上の方は2,050人となっております。

り、合計4,854人となっております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 第1号被保険者は、むつ市ではたしか1万7,000人がいるかと思えます。そのうちの4,854人がその中の第1段階、大体所得が80万円以下という形になっているということで、1万7,000人のうち大体5,000人だとすると、3割弱がこういう第1段階に属しているわけですから、結構かなりの比率でございます。ですから、こういう方たちにもう少し配慮をしてもらえれば、本当に市民はむつ市に住んでよかったというふうなことを感じるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ市長は答申をするときだとか、答申の中に市長がちょっと意見を付すようなことがあるときには、そういうことを一言入れてもらうことを強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

次は、リサイクル燃料貯蔵株式会社、RFS社への土地貸し付けについてですが、大体6%ぐらいだと。土地の評価が6,600万円というふうな形ですが、この6%というのはあくまでも標準でしょうか、それとも高目でしょうか、それともそうでないのか、そのところをちょっとお聞きいたします。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 標準であると認識しております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） この旧庁舎跡地、これはどっちが主役で動いたのかわかりませんが、例えばどうしても借りたいというふうなことであれば標準より高くするだとか、いろいろ交渉の仕方があると思うのですが、そのところの引き合いは全くなしで、市としては標準の金額で、6%というのが標準だからということで契約したのか、当然そ

このところの交渉はいろいろあると思うのですが、そのところは別に特に交渉せずに6%ということで契約したのか、そのところをもう少し教えていただければと思います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

土地の貸し付けに関しましては、当然リサイクル燃料貯蔵株式会社様のほうと事務的ないろいろな協議はいたしております。しかしながら、そういうふうな中で、どのあたりを落としどころといえますか、こういう場合は、いわゆる市と民間というふうな、公的な市というところが貸すということになりますので、やはり公明正大に標準である6%というふうなものが望ましいのではないかとということでこういうふうに至ったということでございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そこで、標準ということで契約した。これが50年間ということで、あそこの旧庁舎の跡地は1町歩以上の広さがあるのですが、そのところの5,000平米近くを貸すということは、例えば市として10年後か20年後か、その土地を1町歩という単位で利用したいというふうなことになれば、その部分の5,000平米ということですが、もう50年間の貸しということになるわけですから、結局土地利用がむつ市としても制限されてしまうということになります。そうなれば、今まで持っていた土地の評価額が、50年間貸すことによって、その土地の評価額が、これは利用しづらいと。例えばもっと高く貸してくれというふうな業者があらわれた場合は、もうこの土地はそれ以上の価値にはならないというふうなことになりますが、そういうことも想定したうえでこういうものは契約したということでよろしいかどうか。再度よろしく申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） この貸し付けの件につきましては、議員もご承知だと思いますが、平成25年3月の定例会、むつ市議会第215回定例会におきまして、その行政報告の中でそれぞれの4つのブロックに分けた利活用というふうなことでるご説明申し上げまして、議員の皆様のご理解をいただいで進めてきたというふうに理解してございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 私全て否定しているわけではないのです。いろんなことをやっぱり想定したうえできちんと契約しているのかというのを確認している作業ですから、そういう意味でお聞きしているので、ご答弁よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、この土地を転貸したということで、これの説明をもう少し詳しくお聞きしたいのですが、まず最初のR F Sさんの契約には、第8条に転貸をしてはならないというふうなことが書いている契約を結んだと。同じ日に、また転貸の承認願ひが出て、同じ日に許可を出しているという、このところが余りにもどういふ形で検討しているのかなというところがちょっとよくわからないものですから、そのところ、もう少し詳しく教えていただければと思ひます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 先ほども若干申し上げましたけれども、ここに至るまでには双方それぞれ話し合いをしてまいりまして、そういうふうなものが合意に達したということで、いずれにいたしましても同日付で契約をしたというふうなことでございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 結果として8月31日ですかに契約を結ぶ前にいろいろ協議をしてきて、この土

地はR F Sさんに貸すのだけれども、転貸が前提ですよというふうな形の貸し付けだったと。これ、そこまで議会では説明がなかった。私も市民から言われて、調べて、それこそびっくりしたことなのです。工事が始まって、市民はそれなりに情報を集めたのでしょ。ですから、やっぱりこういう部分はそれなりに議会に説明するという情報公開、そういう部分も必要だったのではないかなと思ひますが、そのところ、ちょっと再度お聞きしたいのですが。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） いずれにいたしましても、行政報告の際にお話し申し上げましたように、リサイクル燃料貯蔵株式会社に貸し付けするというふうなことには何ら変わりはないので、そのように進めてまいったというふうなことでございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 市としては、やっぱりもう少し開かれた行政をしてもらいたいなというふうに思ひますが、また当然私らはR F Sさんに貸すということは、R F Sさんが社宅をつくるということですから、R F Sさんが自分で工事を発注して社宅をつくるものだなと。これ私がそういう偏見持ったこと自体が間違いなのですが、これは誰でも普通はそう考えるのですが、ところがそこに今回の場合はむつ市の一業者が間に入る。そして、間に入って、その業者が全部建物をつくって、そしてその建物をR F Sさんにリースをする。これ一業者がそういう市の土地で、リースという、いわゆる商売をするわけですよ、営業をするわけです。そのところ、やはりむつ市としてはもう少し公平というか、そういうことであれば、もう少しやり方があったのではないかなと思ひますが。今回の場合、この部分で一業者が50年間そのところを保障されてしまうということで、もう

少し市としては工夫が必要だったのではないかなと思うのですが、そこのところ、全く検討はしなかったですか。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 土地の貸し付けにつきましては、あくまでも先ほど申しあげましたように、リサイクル燃料貯蔵株式会社さんというふうなことでございます。そして、その建物の建て方が、自前でやるのか、それとも一業者をお願いして、それを借りるというふうなスタイルをとるのか、それにつきましては、当方といたしましては介入すべき問題ではないというふうに思っております。

そういうふうなことから、今回の転貸につきましても、特別これが法に触れるとか、そういうふうなことでもございませんので、市といたしましては妥当な判断であったというふうに思っております。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そういう状況だったというのがよくわかりましたので、できればやはりそういうところの部分も議会に報告するなり、またむつ市内でもこの業者以外にもいろんな同じような仕事をされている業者がおるものですから、そこら辺の業者同士の部分のおかしいなと思うようなところがないような形で。当然むつ市の市民の財産ですから、その財産をめぐって業者同士がおかしいなと思うような動きを市が許すようなことがあってはならないかなと思いますから、今後そういうことがないように、ぜひ注意してもらいたいなと。これは、強く要望させていただきます。

それでは、質問の3点目、財政のほうでございしますが、財政中期見通しについてですが、まず新体育館がシミュレーションではどういう位置づけかというのを先ほど答弁いただきましたが、この体育館は当然45億円という前提でのシミュレーシ

ョンだと思うのですが、これがオリンピック前ですから、いろいろ市民から私にも言われて、資材だとか人件費が高騰して、45億円で落札できるのかと。実際青森県が実施したスタジアムですか、あそここのところは何回か不落になって、かなり事業費を引き上げて、ようやくと落札したというふうな話が、今現在そういうのが起こっております。今回のむつ市が取り組む体育館の場合は、まさにそれこそ資材だとか人件費が高騰のピークにある時期にかかるのかなと思えば、なかなかすんなり落札がいくかなというふうな思いになるような部分があるのです。市民からもそう言われるのですが、そこのところで、もしこれが50億円とか55億円とかというふうに膨らんだ場合は、この赤字というのが今約9兆円というふうに予測される、この9兆円がそのまま反映されて、9兆円が……

（「9億円」の声あり）

○5番（横垣成年） ごめんなさい。9兆円、国家予算ではありません。9億円が……

（「訂正しろ、ちゃんと、訂正」  
の声あり）

○5番（横垣成年） 失礼いたしました。9兆円を訂正させていただきます。9億円でございました。9億円が、5億円プラスまた10億円プラス、19億円とか、そういう金額になるのかどうか、ちょっとそこをお聞きいたします。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

あくまでもこの財政中期見通しにつきましては、体育館の建設費は45億円というふうに見込んで計上して、それをスライドさせていっているというふうなことでございますので、議員が今おっしゃいましたように、それが50億円になるとか、60億円になるとかというふうなものは想定しておりませんので、お答えすることはできないというふうなことでございます。

○議長（浅利竹二郎） 横垣議員に申し上げます。  
間もなく1時間ですので、まとめてください。

○5番（横垣成年） それでは、45億円で作っているから、ちょっとお答えできないということですが、このシミュレーション自体もいろいろな過程を積み上げた部分のシミュレーションで、やはり臨機応変にこうなったらこうなるというのは当然シミュレーションしていないとおかしい話なのですよね、財務部長。だから、そういうのはすぐ答弁、計算して出てこないものですか。それほどやっぱり体育館というものの増減が、赤字9億円というふうなのにストレートに反映していくのではないかなというふうに思いますから、ぜひそこがそうならないように、この体育館はしっかり予算の範囲内で、不落になれば、これはどうしようもない問題ですけれども、こっちが幾ら努力したって、工事やってくれる業者が手を挙げなければしょうがない問題ですけれども、またそれもそうならないように、市長は国土交通省にいて、そこら辺の部分もかなり知識がありますから、そうならないようにぜひ努力してもらえればというふうなことを強く申し上げ、私の一般質問といたします。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月8日は佐々木隆徳議員、佐賀英生議員、菊池光弘議員、原田敏匡議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時03分 散会